

令和5年千代田区議会第4回定例会議事速記録（第1512号）《未定稿》

◎日 時 令和5年11月30日（木）午前10時30分

◎場 所 千代田区議会議事堂

◎出席議員（24人）

1番	西岡	めぐみ	議員
2番	大坂	隆洋	議員
3番	のざわ	哲夫	議員
4番	小枝	すみ子	議員
5番	えごし	雄一	議員
6番	米田	かずや	議員
7番	牛尾	こうじろう	議員
8番	岩佐	りょう子	議員
9番	小野	なりこ	議員
10番	池田	ともりのり	議員
11番	はやお	恭一	議員
12番	春山	あすか	議員
13番	はまもり	かおり	議員
14番	白川	司	議員
15番	永田	壮一	議員
16番	入山	たけひこ	議員
17番	田中	えりか	議員
18番	岩田	かずひと	議員
19番	小林	たかや	議員
20番	林	則行	議員
22番	桜井	ただし	議員
23番	秋谷	こうき	議員
24番	おのでら	亮	議員
25番	富山	あゆみ	議員

◎欠席議員（1人）

21番	嶋崎	秀彦	議員
-----	----	----	----

◎出席説明員

区	長	樋口	高頭	君	
副	区	長	坂田	融朗	君
副	区	長	小林	聡史	君

保健福祉部長	細越正明君
地域保健担当部長	原田美江子君
千代田保健所長	
地域振興部長	清水章君
文化スポーツ担当部長	佐藤尚久君
環境まちづくり部長	印出井一美君
まちづくり担当部長	加島津世志君
政策経営部長	
財産管理担当部長	古田毅君
デジタル戦略担当部長	村木久人君
行政管理担当部長	中田治子君
会計管理者	大矢栄一君
総務課長	石綿賢一郎君
企画課長	夏目久義君
財政課長	中根昌宏君

(教育委員会)

教育長	堀米孝尚君
子ども部長	亀割岳彦君
教育担当部長	大森幹夫君

(選挙管理委員会事務局)

選挙管理委員会事務局長	河合芳則君
-------------	-------

(監査委員事務局)

監査委員事務局長	恩田浩行君
----------	-------

◎区議会事務局職員

事務局長	小川賢太郎君
事務局次長	安田昌一君
議事担当係長	吉田匡令君
議事担当係長	石井妙子君
議事担当係長	河原田元江君
議事担当係長	彦坂悠介君

午前10時30分 開議

○議長（秋谷こうき議員） ただいまから令和5年第4回千代田区議会定例会継続会を開会いたします。

昨日に引き続き一般質問を続けます。

初めに、2番大坂隆洋議員。

〔大坂隆洋議員登壇〕

○2番（大坂隆洋議員） 令和5年第4回定例会に当たり、千代田区議会自由民主党の一員として一般質問をいたします。

今回は、区民の体力向上に向けた取組、そして、財源確保に向けた取組についてお伺いをいたします。

人生100年時代に向け、健康寿命の延伸が重要だということについて、ここ数年議論が進んできています。一方で、少子高齢化の傾向は改善されず、医療費の増加など、懸案事項がなかなか解決されていないというのが現状です。（スクリーンを資料画面に切替え）

日本における0歳児の平均余命、いわゆる平均寿命は近年延伸の一途をたどってきましたが、令和2年の男性81.56歳、女性87.71歳をピークに、ここ2年は短縮に転じています。厚生労働省では、コロナウイルス感染症の影響のほか、心疾患、老衰などの死亡率の変化が要因となっていると分析していますが、この傾向が続かないよう対策を打つ必要があるのではないのでしょうか。

厚生労働省においては、身体活動量が多い方や運動をよく行っている方は、総死亡、虚血性心疾患、高血圧、糖尿病、肥満、骨粗鬆症、結腸がんなどの罹患率や死亡率が低いこと、また、身体活動や運動がメンタルヘルスや生活の質の改善に効果をもたらすことが認められているとしています。一方で、身体活動や運動の健康に対する効果についての知識は普及しつつあるものの、運動を実際に行っている人の割合は少なく、多くの方が無理なく日常生活の中で運動を実施する方法の提供や環境をつくっていくことが行政に求められています。（スクリーン表示を元に戻す）

こうした状況を踏まえ、運動、体力の向上というキーワードは基礎的自治体に取り組むべき方向性として非常に重要な切り口となると考えます。本区においては、令和6年度中に「第2次健康千代田21」の改定が行われます。また「千代田区スポーツ振興基本計画」は、令和7年度が最終年度となり、こちらも改定の時期を迎えます。「第2次健康千代田21」の中では、課題の1つとして適切な食生活と運動の推進が挙げられており、本区における運動習慣のある子どもの割合は国全体よりも少ないため、子どもの頃からの適切な食生活と運動を推進することが必要であると述べています。

そこでお伺いいたします。区民の体力向上という観点から健康千代田21と千代田区スポーツ振興基本計画は密接に連携をしていく必要があると考えます。さらに言えば、子育てや教育の部門にも大きな役割があると考えます。これらの計画の次回改定に向けて関連部署の連携とより一層の工夫が必要と考えますがいかがでしょうか、区の見解をお答えください。

第4回定例会の招集挨拶で区長も述べられましたが、11月12日に区民体育大会が7年ぶり

に開催されました。コロナ禍を乗り越え、長きにわたり休止していた行事を復活させるということについては大きな労力が必要だったと思いますが、実施委員会をはじめ、多くの方々のご尽力により大会は無事成功に終わりました。関係者の皆様には改めて敬意を表したいと思います。

区民体育大会の意義について、特に地域コミュニティの維持・活性化という側面が大きくなっていますが、体育大会本来の健康面、体力の向上という点についても重きを置く必要があると考えます。

そこでお伺いいたします。7年ぶりの区民体育大会については成果が上がった一方で様々な課題も出てきたと思います。今後それをどう整理し生かしていくのが重要です。引き続き関係団体、町会関係者、参加者の意見を聞きつつ進化させていかなければならないと考えますが、今後の方向性について、区の見解をお聞かせください。

次に、スポーツセンターの建て替えについてお伺いいたします。運動が区民の健康増進に寄与し、体力が向上することにより生活上様々な効果があることはこれまで述べてきましたが、その拠点となるのがスポーツセンターです。現在のスポーツセンターは昨年築50年が経過し、求められる機能は時代の流れの中で変化してきています。また、一部空調設備が故障するなど、老朽化も進んでおり、早急な建て替えが必要です。

そこでお伺いいたします。現在、新スポーツセンター基本構想の策定が行われていますが、進捗状況はどのようになっているのでしょうか。今後の建て替えに向けたスケジュールと併せてお示しください。また、スポーツセンターの建て替えに向けた課題はどのようなことがあると把握しているのでしょうか、お答えください。（スクリーンを資料画面に切替え）

東京都が都内の公立学校の全児童・生徒を対象として行っている、いわゆる東京都統一体力テストの結果が昨年12月に公表されています。身長、体重といった体格面、握力や反復横跳び、シャトルランなどの8種目の体力テストが行われ、本区においても毎年実施されています。この調査結果の詳細についてはフィードバックが行われていると思いますが、丁寧に分析をし、本区の子どもたちにとってどのような施策が必要なのかを検討していくことが必要です。

一方で、このグラフは、東京都全体の子どもたちの体格について抜粋したものです。新型コロナウイルス感染症の影響は無視できませんが、特にここ数年、小学生男子の肥満率の増加が顕著であり、何らかの対策を早期に検討していかなければなりません。（スクリーン表示を元に戻す）

そこでお伺いいたします。子どもたちへの運動に対するアプローチについて、重要な点は、運動の習慣をつけることや体を動かすことのすばらしさを体験し知ってもらうことと考えます。区の教育の現場において何か工夫をしていることはあるのでしょうか。また、どのようなことが現在課題となっているのかお示しください。

本区の区立小学校、中学校では、これまで長年にわたり国立競技場で連合陸上競技会を行ってきました。しかし、この競技会は国立競技場の建て替えが始まる平成25年を最後に終了しています。国立競技場の建て替えは無事終わり、オリンピックも成功し、コロナ禍からも脱却した今、区内小中学生の交流の場でもあること、一流のアスリートが活躍した同じ舞台上でスポーツに親しむことができる貴重な機会であること、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会の

レガシーを活用できる事業となることなどから、新国立競技場を利用した連合陸上競技会は復活させるべきだと考えます。（「そうだ」と呼ぶ者あり）港区では本年9月に、渋谷区では昨年度から同様の事業が復活しています。一方、新宿区では区民陸上大会を新国立競技場で実施してきました。本区においても、長年、国立競技場を使用してきたノウハウはあるわけですから、ここを利用できない理由はないはずです。また、こうしたイベントが子どもたちにとっても将来に向けて運動を続けるきっかけの1つにつながるものと考えます。

そこでお伺いいたします。千代田区でこれまで行ってきた小中学生を対象とした連合陸上競技大会を新国立競技場において復活させるべきと考えますが、いかがでしょうか、区の見解をお聞かせください。

次に、**財源確保に向けた取組**についてお伺いいたします。

行政需要の多様化が進み、変化の多い時代において、安定的に行政サービスを行っていくためには財源の確保が極めて重要です。本区にとってここでいう財源とは、一般財源となる地方税や地方消費税交付金等が該当いたします。過去には地方消費税交付金の清算基準見直しが議論となり、数十億円規模の税収減となる可能性が浮上したこともあり、当時議会でも大きな問題となりました。特別区という仕組み自体に税収面から不安定さがあるため、将来を見据え、自治体の在り方、財源確保の重要性、必要性について改めて議論を深めていかなければならないと認識しています。

そこでお伺いいたします。安定的な財源確保の必要性について区の基本的な見解をお答えください。また、今後の対策として現在考えていることがあればお示しください。

税収を補う施策としてクラウドファンディングが挙げられます。近年、他の自治体でも採用されるケースが目立ってきました。千代田区でもさくらまつりの際の募金に頼っていたさくら基金をクラウドファンディングを活用することにより一定の成果を上げています。千代田区の予算総額と比較するとクラウドファンディングで調達できる資金の額は僅かかもしれませんが、公共性の高さや広く共感を得やすい事業などでは区外の協力者からも援助を求めることが可能であり、うまく活用することができれば有用な手段であると考えます。さくら基金で得たノウハウを区内で共有し今後活用を広げていくことが必要です。

そこでお伺いいたします。さくら基金では、この2年間クラウドファンディングを実施し一定の成果を上げています。この資金調達の方法について区ではどのように評価をしているのでしょうか。また来年以降も実施を検討されていることと思いますが、これ以外の事業でも導入することで成果が上げられるものもあると考えます。今後の可能性について区の見解をお答えください。

次に、ふるさと納税制度についてお伺いいたします。平成20年に始まったふるさと納税制度は、日本を牽引してきた東京の役割を考慮せず、地方の財源不足を補うために税収の移転を図るものです。また、地方交付税においては、ふるさと納税による恩恵を受けた交付団体は基準財政収入額の調整がされず、寄附収入が純増となる一方、減収があった交付団体は、地方交付税により補填される仕組みとなっており、地方交付税の財源を圧迫しています。そもそも地方交付税の交付団体である東京都や特別区は減収分の補填が行われず、ただ純減となるいびつな制度です。

区は制度自体が抱える問題を理由にふるさと納税制度の活用を避けてきました。その立場は理解できますが、失った財源を補う手段がなければ、それはただの自己犠牲であり、その負担はふるさと納税の恩恵を受けていない区民に及びます。

そこでお伺いいたします。本区のこれまでの寄附金控除額の合計額と、この間増加し続けてきた寄附金控除額に対し具体的な対策を講じていたのであればその内容をお答えください。

ふるさと納税制度の活用は年を追うごとに増えてきており、都市部の自治体においては寄附金控除額が拡大する一方です。今後も福祉や子育て支援、教育、ごみ処理、都市基盤整備など、区民の暮らしを支えるために欠かせない財源が失われ続ければ区民サービスの水準低下は免れません。これらのサービスは区民の生活の質に直結する必要不可欠なものであり、それを維持し、提供し続けることは区の最優先事項であるべきです。区として行政サービスを維持し、新たなニーズにも応えていくための安定的な財源が脅かされている以上、しっかりとした対策を講じなければなりません。

そこでお伺いいたします。ふるさと納税による寄附金控除額の増加に対応するため、本区においてもふるさと納税制度の活用を図ることが必要と考えます。区長の見解をお聞かせください。

ふるさと納税における23区全体の流出額は、一昨年が約704億円、昨年が約830億円超となっており、コロナ禍を経ても急激に伸びていることがうかがえます。特別区長会においては、国に抜本的な制度の見直しを求めています。その一方で返礼品の設定をする区も出始めてきています。今年10月から返礼品の導入を行うことにかじを切った新宿区では、100万円の寄附額に対してJR新宿駅の1日駅長体験などの体験型返礼品を設定し、返礼品をきっかけに区内を訪れる人を増やし、区内産業の活性化に資する施策としています。本区においても、こうした方向性の返礼品を設定するのであれば、返礼品競争に巻き込まれることなく、財源流出の対策になるのではないのでしょうか。また、近年「その場でふるさと納税」といった現地決済型のふるさと納税も出てきています。スマホ等のデジタルデバイスを活用し、飲食店等でその場にいながら寄附の手続きを行い、返礼品をデジタルクーポン等ですぐに受け取り、会計時に電子決済によって支払いを行えるというものです。これによって区内第三次産業のサービスを返礼品とすることも可能となります。これは、例えばカレグランプリと連携し、参加店舗全てで使えるクーポン券を返礼品とするなど、区内イベントの活性化にも活用できますし、それが地域経済の活性化につながる効果的な手段となり得ます。

そこでお伺いいたします。ふるさと納税の仕組みを考慮すると過剰な返礼品競争に参入すべきでないことは明らかです。千代田区のPRに資するような体験型返礼品を設定することがまずは必要であると考えますが、いかがでしょうか。また、その場でふるさと納税のような仕組みを活用することで、地域イベントや商店街等への集客効果につなげることが可能です。これは地域経済の活性化にもつながると考えますが、いかがでしょうか。区の見解をお答えください。

以上、関係理事者の前向きな答弁をお願いし、私の一般質問を終わります。（拍手）

〔教育担当部長大森幹夫君登壇〕

○教育担当部長（大森幹夫君） 大坂議員の区民の体力向上に向けた取組のご質問のうち、まず、

子どもたちへの運動のアプローチについてですが、学校教育の中でも意図的及び計画的な体力向上や健康づくりに取り組むため、昨年度改定した千代田区基礎体力向上プランを基に各校において体を動かすことを楽しみながら運動習慣に取り組んでおります。さらに、区内全校及び園でコーディネーショントレーニングを導入し、脳や神経系、筋肉などの調和的発達を促進し体力向上を図っているところです。併せて日々の体育の授業では、一人一台端末の撮影機能の活用などにより、一人一人の運動への意欲を引き出す授業を進めております。

次に、新国立競技場の活用についてですが、国際的なスポーツ施設である新国立競技場で運動する経験を通し、オリンピック・パラリンピック教育で育成してきたスポーツ志向のさらなる醸成及び学校間のスポーツ交流を通して他者と関わる楽しさや協働する姿勢を大切にしてほしいと考えております。そのため、来年度に向けて新国立競技場を活用した子どもたちが一堂に会してできる、そういったことを具体的に検討しているところでございます。議員ご指摘のとおり、将来に向けて運動を続けるきっかけの1つにつながるように、今後も子どもたちが興味関心を高め、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質、能力を育むことができるように取組を進めてまいります。

〔地域保健担当部長原田美江子君登壇〕

○地域保健担当部長（原田美江子君） 大坂議員の「第2次健康千代田21」の改定に関するご質問にお答えいたします。

本計画は、平成29年度から令和6年度までを計画期間としており、昨年度実施した本計画の最終評価と国の基本方針及び今年度改定予定の都の健康増進計画を踏まえ改定作業に着手したところです。また、改定に当たりましては、区民、関係機関、学識経験者及び子育て、教育、スポーツ振興の担当を含む関係部署の職員から成る健康千代田21推進委員会で協議・連携を図り、区民の健康増進に資する計画となるよう、より一層工夫をしております。

〔文化スポーツ担当部長佐藤尚久君登壇〕

○文化スポーツ担当部長（佐藤尚久君） 大坂議員の区民の体力向上に向けた取組に関するご質問のうち、スポーツ振興基本計画、区民体育大会、新スポーツセンターについてお答えいたします。

最初に、「千代田区スポーツ振興基本計画」についてですが、本計画は令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間としており、令和6年度から改定作業に着手する予定です。改定に当たりましては、ご指摘の点も踏まえ、関連する他の計画や部署とも連携を図り、区民の体力向上に資する計画となるよう、より一層工夫をしております。

次に、先般開催した区民体育大会についてですが、本年度は7年ぶりの開催となり、大勢の区民が一堂に会したことは、地域のにぎわいや区民相互の親睦を一層深めることにつながり、一定の成果を上げたものと認識しております。一方で、新たに区内に転入してきた方等も含めた広範な区民の参加については課題の1つとして残っており、もう一段検討を深めてまいります。今後の方向性については、各関係団体で構成する大会実施委員会でも課題を洗い出し、町会関係者や参加者など、様々な区民の方のご意見を頂きながら、健康面や体力面にどう貢献できるかも含め

検討してまいります。

最後に、新スポーツセンターについてですが、基本構想は次年度中までに策定完了することを予定しており、施設の機能更新や機能拡充はもとより、周辺環境や隣接する施設の現況等を確認し幅広く検討しているところです。なお、整備スケジュールについては基本構想の中で明らかにしてまいります。また、建て替えについての課題ですが、議員ご指摘の老朽化の問題やバリアフリー対応などもありますが、障害のあるなしにかかわらず、子どもから高齢者まで幅広い区民がスポーツを気軽に楽しみ、交流を図りながら、生涯を通じた健康づくりに取り組めるような施設整備が課題であると考えております。新スポーツセンターの整備により、区民の体力向上や健康増進、地域コミュニティやにぎわいの創出など、多様な役割を備えた施設となるよう整備を進めてまいります。

〔政策経営部長古田 毅君登壇〕

○政策経営部長（古田 毅君） 大坂議員の財源確保に向けた取組に関するご質問にお答えいたします。

初めに、安定的な財源確保の必要性についてですが、人口の増加や社会経済状況の変化により行政需要は今後ますます高まるものと考えており、財源の安定的な確保は重要でございます。このため、引き続き特別区長会とも連携し、不合理な税制改正の是正や地方独自の財源確保を求めてまいります。

次に、クラウドファンディングに対する評価と活用ですが、本区の事例からもクラウドファンディングは新たな資金調達的手段として有効な面があると認識しております。他団体では地域の課題解決に活用する例もあり、他の事業でも活用可能性が認められると考えております。

次に、ふるさと納税による減収額等についてですが、本区の減収額の累計は、制度見直し後の平成27年度から今年度までの間で80億円を超えており、増加する減収額に対し各種の歳入確保に努めてきたところでございます。ふるさと納税制度は地方税の応益原則を逸脱するなど、大きな課題を抱えておりますが、これ以上の減収額の拡大は安定的な区民サービスの提供を脅かすおそれがあると考えており、本区においても現実的な対応を検討すべき段階に来ていると考えております。体験型の返礼品の設定や、現地決済型のふるさと納税制度の活用による地域経済の活性化など、頂いたご提案なども参考にしながら制度活用に向けた調査検討を進めてまいります。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、24番おのぞら亮議員。

〔おのぞら亮議員登壇〕

○24番（おのぞら亮議員） 令和5年第4回定例会に当たり、一般質問をいたします。給食費無償化実施に伴う公平性の担保、総合的な子ども・子育て支援施策の具体的な検討状況について伺います。

本年第3回定例会において給食費の無償化が可決され、区立学校の児童・生徒の給食費については11月から来年3月まで全額補助が実施されます。また、本区においては、子育て世帯に対し、子育て教育応援給付金5万円が本年2月に支給されました。この目的は、物価高騰に直面する子育て世帯の皆様がこれまで同様に子育てや教育の環境を維持できるよう、緊急・臨時的な措

置として等しく支援するためと区のウェブサイトにも記載がございます。また、本給付金の支給は所得制限なく実施されました。所得制限により支援の対象外となる区民の割合が高くなる本区  
の特性、また、区立学校以外の私立、国立、都立学校に通う児童・生徒の割合が高いことも踏ま  
え、幅広い子育て世帯を対象としており、公平性がしっかりと担保されております。このよう  
に本区では従来から児童・生徒に通う学校の種類や世帯の所得によって支援を限定することなく、  
また、公平性を損なうことなく子育て世帯の経済的負担の軽減に取り組んでまいりました。しか  
しながら、給食費に関しては、現在のところ、区立学校に通う児童・生徒に限定しての無償化、  
令和6年3月までの5か月間で対象者1人当たり約2万4,000円という支援策のみが打ち出さ  
れており、区立以外の学校に通う児童・生徒に対して不公平感があります。（スクリーンを資料  
画面に切替え）

地域特性として、本区においては区立学校以外に通う児童・生徒の割合が高いことが挙げられ  
ます。スライドにお示しするように、区立小学校以外に通う児童の割合は、総児童数の約2割。  
区立中学校以外に通う生徒の割合は、総生徒数のおおよそ半数と試算しております。これらは東  
京都全体の平均と比べ2倍前後高い水準と見られますが、千代田区では児童・生徒の総数の増加  
とともに、区立学校以外に通う児童・生徒の割合がさらに増加する傾向にあります。

本区においては、国や都が推進する少子化対策等を踏まえ、これまでの子ども・子育て支援の  
取組を継続し、そして充実させるとともに、本区の地域特性も踏まえた新たな支援策も含めて総  
合的に実施していく必要があるという認識が第3回定例会での答弁で示されました。また、物価  
高騰対策として給食費無償化を実施することとしたとあります。物価高騰の影響を受けている子  
育て世帯は区立学校に子どもが通っている世帯だけではなく、私立学校や国立学校等に通って  
いる世帯も等しく影響を受けております。物価高騰対策での給食費無償化ということであれば、な  
おさら公平性を担保し、子育てをする全ての世帯に支援が行き届くようにし、経済的負担の軽減  
をすべきと考えます。（スクリーン表示を元に戻す）

さきの予算・決算特別委員会の質疑の中で、学校給食費補助の対象者が限定されるため、公平  
性の観点からの問題はないかという意見に対しては、多角的に施策を展開することで対象者が広  
がっていくことにより公平性が担保されていくと区が考えている旨示されました。単に支援策の  
メニューを増やすのではなく、経済的負担の軽減が実質的に見られるものなのか、対象者に偏り  
があったり少数に限られたりするものにならないか、本当にニーズがあるのか、公平性を担保す  
るためにそういった観点からもしっかりと検証の上、策定、実施していくべきです。

「子育て罰」という言葉が日本でよく聞かれるようになりました。子育てをすることが罰であ  
るかのような子育てをする人に厳しい今の政治や社会を批判して使われます。国立社会保障・人  
口問題研究所の2021年の出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）によると、理想  
の数の子どもを持たない理由として、妻の年齢が35歳未満においては、約8割の人が「子育て  
や教育にお金がかかり過ぎるから」と答えております。また、人口を維持するためには出生率2.  
07を保つ必要があると言われておりますが、理想の子ども数が3人以上で、予定する子ども数  
が2人以上の夫婦のうち、子どもを3人持たない理由として約6割の人が、同じく「子育てや教

育にお金がかかり過ぎるから」と答えております。

経済的理由が子どもを持つこと増やすことの壁となっているのが明らかです。教育行政学、教育財政学を専門とされる末富日本大学教授は、日本の政策は児童手当などの現金給付、教育無償化などの現物給付ともに不十分で、子どもと子育てをする親の生活を所得階層にかかわらず苦しめていると指摘しております。また、課題として、少な過ぎる子ども、家族への投資や、子どもを差別、分断する制度があるとも指摘しております。子どもを差別、分断することなく経済的に支援していくことが少子化対策では必須と考えます。

区立以外のほかの学校、私立小学校、私立中学校においては、給食を提供する学校、お弁当の持参が必要な学校、学校により様々ではありますが、給食費やお弁当の食材費が物価高騰の影響を受けていることは区立学校の給食費の状況と変わりありません。日々お弁当を作っている家庭では、商店やスーパーマーケットで食材を調達する必要があり、顕著に昨今の物価高騰のあおりを受けております。子どもを育てる世帯の中には、兄弟姉妹で区立、国立、私立、通っている学校の種類が異なることもあります。通っている学校によって給食費の無償化を受けられるかどうか、昼食の費用の補助に差が出てしまうというもおかしな話ではないでしょうか。（スクリーンを資料画面に切替え）

私立学校については、物価高騰、人件費や光熱費の増加を要因に学校に納付する学費が上がっており、家計への負担は以前よりも重いものとなっております。東京都生活文化スポーツ局の公表によれば、東京都内所在の私立中学校において、令和4年度は全体の5分の1の学校が、令和5年度は4分の1の学校が授業料など初年度納付金の値上げを行いました。この2年間で見ても私立中学校の4校に1校が3%以上の値上げを行っております。

スライドにお示ししているように、都内の私立小学校、私立中学校の学費初年度納付金の平均額は、この10年間で小学校、中学校ともに約7%増加、6万円から7万円増えており、学費は一貫して上がり続けております。私立小学校、私立中学校に子どもが通っている世帯の負担は増え続けております。（スクリーンの資料画面を切替え）

他の自治体では、区立学校に通う児童・生徒に対し、給食費無償化と同時に、区立学校以外の児童・生徒に対しても支援金、給付金という形で給付する方針を示し、一体で実施されております。墨田区では、区立の小中学校に通学する児童・生徒に対して、給食費の徴収免除が10月から実施されておりますが、さらに子育て世帯の負担軽減という観点での事業実施であることを明確にし、私立学校や国立学校など、区立以外の小中学校に通う児童・生徒に対しても同時に私立学校就学者支援金として一律3万円の補助金を支給しております。この3万円という金額は区立学校の児童・生徒に対し無償化された給食費相当額となっております。また、中野区では、物価高騰対策として、小中学生の保護者に対し、半年間の給食費相当額を12月に現金給付することを決定しております。私立、国立、都立学校に通う児童・生徒も対象に含め、半年間の給食費相当額である小学生3万円、中学生3万7,000円を給付します。さらには、先週、本区に隣接する新宿区においても、来年4月から区立学校の給食費を無償化することとともに、学校運営を所管する部署において、区立学校以外に通う児童・生徒に対しても1年間の給食費に相当する額の

支給を実施する方針が発表されました。区立学校以外に通う児童・生徒に対しては、小学生約5万円、中学生約6万円が支給されます。このように、他区においては区立学校に通う児童・生徒に対しては給食費無償化を、また同時に区立以外の学校に通う児童・生徒に対しても給食費相当額を給付することが一体で打ち出されております。通っている学校の種類、区立、私立隔てない支援が行われております。また、いずれも所得制限は設けられておらず、区内在住の全子育て世帯を対象とした経済的支援策であります。（スクリーン表示を元に戻す）

本区においても、他区のような給食費無償化と支援金、給付金等、現物給付や現金給付を組み合わせた一体支援を早期に実現すべきです。家計の負担が増している授業料の一部補助といった現物給付を組み合わせることも一案かと思えます。物価高騰や学費の値上げなど、子育て世帯の負担が増す中、子どもを差別、分断することなく経済的に支援していくことが少子化を食い止めるために必要不可欠であります。また、他区に見劣りすることなく、本区が地域特性を踏まえた子育て支援策、少子化対策に積極的であるという姿勢を示すことで子育て世帯の増加が期待できます。消費の多い子育て世帯が増えることは、区内全体の発展、経済活性化にもつながっていくと考えます。

そこでお伺いします。以上のように、区立学校以外に通う児童・生徒が多いという地域特性を持つ本区において、区立学校に通う児童・生徒への給食費無償化の実施に伴い、等しく教育を受ける権利を守るため、区立学校以外に通っている児童・生徒への支援をどのようにお考えかお聞かせください。また、他区では、子育て世帯の負担軽減の観点や物価高騰対策として、区立全ての子育て世帯を対象とした経済的支援策が打ち出されております。本区においても、子育て世帯に対し、地域特性を踏まえた新たな支援策を総合的に実施するとのことですが、本区の財政や総合的な施策を検討する立場から具体的な検討状況や方向性についてお聞かせください。

以上、前向きかつ明快な答弁を求め、質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔政策経営部長古田 毅君登壇〕

○政策経営部長（古田 毅君） おのでら議員の給食費無償化に伴う支援策等に関するご質問にお答えいたします。

初めに、給食費無償化への対応についてですが、第2回定例会以降、代表質問や一般質問において同趣旨のご質問を頂いてまいりました。これに対しましては、本区の地域特性を踏まえた子ども・子育て支援施策について、施策全体のバランスを考慮しながら総合的に実施していく旨、また、給食費無償化は地域格差が生じることがないように、全国一律の制度で実施するべきであるが、物価高騰の長期化による影響を踏まえる必要がある旨の答弁を区長及び関係理事者からしてまいりました。こうした考え方を前提として、給食費無償化については、総合的な子ども・子育て支援施策の中の一事業として位置づけて実施したものでございます。

一方で、おのでら議員のご質問の区立学校以外に通学する児童・生徒の課題につきましては、区民に最も身近な地方公共団体として、国や都と役割分担の上で実施する各種事業により様々な対象者をカバーすることで、施策全体として公平性を担保していくものと考えてございます。

次に、新たな支援策の具体的な検討状況についてですが、これまでも先駆的に様々な事業に取

り組んでいる本区ではありますが、改めて他の自治体での先進事例や保護者ニーズの把握に努め、第3回定例会で暫定版をお示ししました総合的な子ども・子育て支援施策の体系の充実に向けて作業を進めておるところでございます。今後、支援の分野別及び成長のステージ別での新たな支援策について、現在、編成中の令和6年度予算でお示しできるよう取り組んでまいります。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、20番林則行議員。

〔林則行議員登壇〕

○20番（林則行議員） 第4回定例会千代田区議会自由民主党として一般質問します。

初めに、教育と文化のまち千代田区宣言と第4次千代田区基本構想について伺います。

人口減少が続く千代田区は、昭和59年3月15日の区制記念日に「教育と文化のまち千代田区宣言」をしました。全文読みます。

私たちのまち千代田区は、日本の首都の中心に位置し、近代日本の歴史とともに歩み続け、また近代教育発祥の地として各界にわたる多くの優れた先人を生み、日本の発展の礎を築いてきた。そして豊かな特色ある産業や江戸以来連綿と引き継がれた江戸っ子気質の個性ある文化と生き生きとした生活環境を育んできた。私たちはここに生活し、多くの人々と連帯の絆を保つ中で、このまちに誇りと愛着を感じている。しかし、東京の都市構造は日本の経済発展とともに変容し、今までの歴史的環境が壊され、多くの仲間がこのまちを離れ、地域社会として人々の触れ合いが薄くなり、都市としての活力が失われつつあることに私たちは不安を感じている。私たちの千代田区は、これからも首都としての中核機能を共存し、文化的な都市型産業を育成し、職場と住居の近接を図って都市の空洞化を克服していかなければならない。そして、生き生きとした生活の場、学ぶ場、働く場として将来に向けて新たに発展していくため、私たち全てが今改めてこのまちを我がまちと考え、自らの力で、心と心の触れ合う魅力あるまちに築き上げる決意をし努力を続ける必要がある。この魅力あるまちづくりのためのよりどころとして私たちは教育と文化を考える。なぜなら、教育は私たちが、そして私たちの子どもたちが今を生き、未来をよりよく生きるための糧であり、文化は、私たちがつくるまちそのものであり、生活そのものであると考えるからである。この千代田のまちで生活し、学び、働き、そしてこのまちを愛する私たち全ては、今ここに5つの目標の達成を期し、千代田区を教育と文化のまちにすることを宣言する。私たちは生き生きとした地域生活を取り戻し、居住と職域の調和した自立的で文化の薫り高いまちづくりを目指します。私たちは地域に根差した人間性豊かな教育を行い、歴史的に培われた郷土の文化遺産を子どもたちに伝え、次の世代の区民を育みます。私たちはここに集い、働き、学ぶ人々と共に文化を高め、あらゆる機会と場を通じて生涯にわたり学び続けます。私たちは首都東京の顔にふさわしい美しい環境を守り、広く世界の人々と交流を図ります。私たちは政策の全てが文化の視点から見直され展開されることを求めます。

以上の宣言は、千代田区政の基本的立場となり、教育部門の事務事業概要や分野別計画の冒頭に掲げられて大切にされ、歴代区長も区政を進めていく方向性と立ち戻る原点の1つとしてきました。

一方で、地方公共団体の総合計画である基本構想、基本計画は、目標年次と目標を主権者であ

る住民に明らかにし行政運営を進めてきました。分野別計画や毎年度の予算は、基本構想の目標実現に向けたものでした。第4次基本構想は、目標年次がおおむね20年先とあるものの、住民からは、千代田区の目標が見えづらいとこれまでも議会で再三指摘されてきました。

今、受験などで求められているのは課題解決力でなく問題発見力と言われております。問題を見つけるのと課題を解決するのでは必要な姿勢や視点が異なります。問題を発見し、物事的前提、常識がなぜそうなっているかを積極的に疑い、様々な仮説を立てながら解くべき問題が何かを定義していく力が求められています。課題解決力とは、既にある問題や課題に対して、いつどこで誰が何をどうするかを決め実行していく力です。昭和、平成の時代、千代田区の問題は定住人口の減少でした。第1次千代田区基本構想は人口8万人の回復。第2次、第3次は人口5万人の問題解決のために基本構想を策定しました。その上で、人口回復の課題解決を基本計画としてまとめ、分野別計画や毎年度予算により行政運営をしてきました。第4次基本構想の想定している問題とは何かを来年度予算に問題解決に向けた取組を示していかなければ、どこに向かう千代田区なのかを議論できません。

以上を踏まえて5点お尋ねいたします。来年度予算を編成している今、千代田区の問題とは何なのか。第4次基本構想のおおむね20年先の千代田区は何を問題として認識しているのか。教育と文化のまち千代田区宣言について、区の政策体系の中でどのような位置づけなのか。第4次基本構想の中のどの部分に教育と文化のまち千代田区宣言の趣旨を読み取ることができる該当箇所はどこなのか。来年度予算編成の中、教育と文化のまち千代田区宣言の趣旨を踏まえた第4次基本構想に基づいた事業があるのか、お答えください。

次に、**公共施設適正配置構想**についてです。

「みんなでひらく21世紀のとびら」公共施設適正配置構想、通称公適配が平成3年に策定されました。区立学校14校を8校に統廃合し、定住人口を増加するため複合施設を適正に配置していく構想でした。平成5年に区立学校は8校になり、今30周年記念式典が続いております。予測値より増加し、人口も6万8,000人を超え、所期の目的は達成いたしました。しかし、教室不足などの課題も出てきております。

公共施設適正配置構想では、地域図書館を計6か所配置するとしておりました。適正な配置として、本館は神田小川町に総合文化施設の中に設置。地域図書館は既存の四番町図書館に加えて、まちかど図書館を平河町の麴町中学校、九段の区役所、富士見の富士見小学校、神田司町の千代田小学校、外神田の昌平小学校、和泉町の和泉小学校に併設する計画でした。

以上を踏まえてお尋ねをいたします。まちかど図書館の設置から今日までの意義と課題についてお答えください。

次に、千代田区の人口増加に対応した図書館整備計画についてです。

ここ数年、区民世論調査で施設への要望の上位に図書館が入っています。文部科学省は、平成24年の図書館の設置及び運営上の望ましい基準で、設置の基本に、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圈、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立の図書館及び分館の設置に努めるとともに、必要に応じ、移動図書館の活用を行うものとする。

併せて区市町村立図書館と公民館図書室等の連携を推進することにより、当該区市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。そして、公立図書館の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案し、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員等を確保するよう努めるものとする。とあります。

千代田区は、交通機関が充実しているとはいえ、首都の高台の住宅地や神田、大手町、丸の内、有楽町などにぎわいのあるまちがあるなど、地形は変化に富んでおります。平成13年から人口も増加し、人口構成も大きく変化しています。

次に、**区立図書館の施設課題**についてです。

千代田図書館内を見ても、蔵書数は他区の中央館に比べて多くなく、閉架書庫についてはさほど大きくないと聞いております。蔵書についても、公共施設適正配置構想では現状と問題点を明記しておりました。本館17万冊、四番町図書館5万冊、ちよだパークサイドプラザ区民図書室2万冊、平成19年に現在の千代田区役所9階、10階に千代田図書館が移転、指定管理者制度を導入、平成21年に日比谷図書館を東京都から移管されました。公共施設適正配置構想では、図書館の将来の在り方について、神田神保町を中心とした書店、古書店街があるなどの特性を踏まえ、まち文化の情報を提供する機能にするための中央館と身近なまちかど図書館を拡充し文化都市を目指した構想でした。

以上を踏まえて、3点お尋ねいたします。第4次基本構想の目標年次となるおおむね20年先に向けた区立図書館整備計画について、方針があればお答えください。区立の四番町図書館、日比谷図書文化館、昌平まちかど図書館、神田まちかど図書館の蔵書数の推移と現状はどうなっているのか。千代田区役所9階、10階に移転した千代田図書館の書籍数の増減や書庫の蔵書率について、平成19年以降の推移を含めてお答えください。

次に、**図書館の資料収集方針**についてです。

区立図書館ホームページでは、図書館の収集方針や資料選定基準が公開されています。平成5年に公共施設適正配置構想により区立小学校が設置されてから30年、創立されてから150年にもなる学校は千代田区の歴史よりも古い伝統です。学校史は郷土史の中でも大切であり、教育と文化のまち千代田区宣言にある将来世代につなげていかなければなりません。

以上を踏まえて2点お尋ねをいたします。千代田区の郷土史、特に千代田区立の学校史や校歌などの資料はどのように郷土史として収集されているのか、その冊数や活用方法についてお示しください。

最後に、**図書館のデジタル化**についてです。

国会図書館では全ての収蔵している書籍をデジタル化していると聞いております。区立図書館の所蔵している書籍のデジタル化についての方針を定めていかなければなりません。ただ、同じ書籍を国、東京都、千代田区で同じものやってもいけませんので、領域設定が必要です。

以上を踏まえて2点お尋ねをいたします。国、東京都、千代田区のデジタル化への役割分担をどのように考えているのか。併せて費用対効果について、区としてはどのように考えているのか。

以上、明快な答弁をお願いし、一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔文化スポーツ担当部長佐藤尚久君登壇〕

○文化スポーツ担当部長（佐藤尚久君） 林議員の図書館に関するご質問にお答えいたします。

最初に、まちかど図書館の意義と課題についてですが、まちかど図書館は、本区の生涯学習活動を推進するための基盤として計画され、地域住民の学習やコミュニティ活動の核となる公共施設となっております。また、図書館条例では千代田図書館の分館として位置づけ、平成8年に昌平まちかど図書館、平成10年に神田まちかど図書館を設置しました。課題としては、小学校との併設施設のためスペース的に余裕がなく、蔵書を増やすことが困難な状況であることです。

次に、区立図書館整備計画についてですが、現在のところ、整備計画やその方針はございません。

次に、区立図書館の蔵書数についてですが、令和4年度末現在で、区立四番町図書館は9万3,000点、日比谷図書文化館は23万点、昌平まちかど図書館は約3万点、神田まちかど図書館は約2万9,000点を蔵書しています。また、千代田図書館は平成19年3月末時点で約15万8,000点だったものが、令和5年3月末現在で約21万7,000点となっており、5万9,000点増え、平成19年の蔵書率70%だったものが、現在、蔵書率は96%となっております。どの館も開館当初からの推移といたしましては蔵書数、蔵書率とも増加している状況でございます。

次に、郷土資料についてですが、区では、郷土資料を地域資料と定義し、学校史に関する資料も収集しております。学校史としては、千代田図書館に約100点、日比谷図書文化館に約20点を収集しており、館内で閲覧できるようにしております。現在は閲覧以外には活用しておりませんが、今後は利用者にさらに興味を持ってもらえるような工夫をまいります。

最後に、図書館のデジタル化についてですが、国、東京都、千代田区の役割分担は、特にございません。国は国会図書館で全書籍をデジタル化して公開し、東京都では都立図書館が所蔵している、江戸、東京関係資料をデジタル化して公開しています。区立図書館のデジタル化は、日比谷図書文化館が所蔵している内田嘉吉文庫の古地図や古書籍の経年劣化が進んでおり、まずはそうした資料をデジタル化しようと考えております。経費をかけてデジタル化したデータについては、区民の皆様や研究者などいかに活用していただくかが課題であり、公開の方法など、その効果を最大化する方策を検討してまいります。いずれにいたしましても、区立図書館に関しては様々な課題がありますが、そうした課題解決のため取組を進めてまいります。

〔政策経営部長古田 毅君登壇〕

○政策経営部長（古田 毅君） 林議員の「教育と文化のまち千代田区宣言」と第4次基本構想に関するご質問にお答えいたします。

初めに、現在及び20年後の本区の問題に関する認識についてですが、第3次基本構想の下におけるおよそ20年の間に本区の人口は増加し目標人口を超えましたが、我が国の人口は減少に転じ、経済の活力低下などが懸念されております。また、少子高齢化による影響、首都直下地震、気候変動など、区民の暮らしや命に直結するリスクが高まりを見せております。地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役

割を広く担うものとされており、時点にかかわらず区民を取り巻く課題の多くは区政における重要な問題であると認識しております。

次に、「教育と文化のまち千代田区宣言」の位置づけについてですが、現行の基本構想においてはこの宣言を踏まえることとしており、基本構想の実現に向けた取組を進めるに当たり、尊重し、考慮すべきものと位置づけております。

次に、「教育と文化のまち千代田区宣言」の趣旨の第4次基本構想への反映についてですが、宣言の内容を明示的に基本構想に反映してはおりませんが、基本構想の実現に向けた取組や宣言を踏まえて進めることとしていただいております。

最後に、「教育と文化のまち千代田区宣言」の趣旨を踏まえた第4次基本構想に基づく来年度の予算事業についてです。個々の事業について述べることはできませんが、基本構想にひもづく予算事業はいずれも宣言を踏まえたものであると考えており、宣言の趣旨を念頭に推進してまいります。

**○20番（林則行議員）** 20番林則行、自席から再質問いたします。

基本構想と千代田区の来年度の予算の関係についてです。最初に第3次基本構想ができたときには、長期の20年後の姿、課題意識は、問題意識は人口5万人の回復と。3層構造で、次が10年後にこんな区になったらいいねと、5万人回復するにはこれが必要だと整備計画をやったと。併せて、10か年計画じゃ長いから、臨機応変に、お得意の言葉の、柔軟に対応できるように推進プログラムというのをやった。これが3か年計画だった。これには毎年度の予算の事業と3か年の経費を複数年の予算に見える形でやった。これが柔軟な行政だといって、石川区政が始まった、スタートした時点だった。そうすると、今度の令和6年度予算の複数年型というのは、（ベルの音あり）以前あった第3次基本計画の推進プログラムのような、2か年なり3か年なり、経費も進捗状況も、特に大きな給付型とか施設整備とか、こういうのが一目で分かるような明示された予算のつくり方になっているのかどうか、期待していいのかどうか、お答えください。

〔政策経営部長古田 毅君登壇〕

**○政策経営部長（古田 毅君）** 林議員の再質問にお答えいたします。

この間、第4次基本構想を策定してから同趣旨のご質問を度々頂いております。それは恐らく基本構想の下に、基本計画がなくなったことによって予算とのつながりが分かりづらいということだというふうに認識をしております。これをつなぐものとして、将来像に向けた方針について、今、改善を試みているというところでございます。基本計画が担っていた予算とのつなぎの部分、また推進プログラム、実施計画と通常呼ばれているものですね。3か年計画で通常は実施計画というのが定められます。千代田区においては、推進プログラムをつくったときに5年という形にしていた時期もあるんですけれども、やはり中期的なこともなかなか5年後にはもう社会情勢が変わっているというケースもあるので、それでも長いというところで今の現状の取組を始めたところでございます。これについては、このつながりがもう一段見えやすくするという改善を試みっておりますので、来年度の予算の概要というところで一定程度お示しできるものと考えておりますので、またそちらをご覧くださいながら、それで完成形ということではございませんので、ま

た毎年ブラッシュアップしていくものかなというふうには思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（秋谷こうき議員） 議事の都合により、休憩いたします。

午前 11時30分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（秋谷こうき議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

16番入山たけひこ議員。

〔入山たけひこ議員登壇〕

○16番（入山たけひこ議員） 令和5年第4回区議会定例会において一般質問させていただきます。今回、千代田区の防災について伺います。

今年は関東大震災より100年という節目の年です。東日本大震災からも12年がたち、この間たくさんの災害で多くの人命が犠牲となりました。そして、これからマグニチュード7級の首都直下地震が今後30年で70%の確率で起こると言われております。また、今年は特に日本全国では激甚災害が指定されるほどの線状降水帯や台風など、異常気象を感じる年となり、風水被害が顕著でした。千代田区では、姉妹提携都市の五城目町も豪雨に見舞われ、被害の大きさに胸が痛みます。被害に遭われた方の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。（スクリーンを資料画面に切替え）

地震や気象災害などの自然災害と事故やテロ、ミサイル攻撃など人為的災害があり、いつでもどこでも何が起きるか、私たち千代田区も例外ではございません。このたび千代田区では「千代田区国土強靱化地域計画」が令和5年3月に策定されました。この地域計画は、国や都の国土強靱化基本計画と調和を図った上で、1、人命の保護が最大限図られる。2、国家、社会の機能維持。3、財産・公共施設の被害の最小化。4、迅速な復旧・復興を基本目標としています。社会経済システムの強靱化、また地域防災計画と相互に連携することにより防災対策の推進が求められるところです。（スクリーン表示を元に戻す）

今回は自然災害を想定して質問させていただきます。

千代田区の全域は地区内残留地区の指定を受けています。72時間は在宅避難、もしくは事務所で待機し、3日分の防災用品の備蓄の整備が求められています。区民は、自宅の建築物の安全性が確保できない場合には、指定された避難所に避難をすることとなっています。現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物については、震災等による倒壊や損壊の危険性が指摘されておりますが、特定緊急輸送道路については安全対策の調査が進んでいると認識しています。

千代田区内の区道を見ますと、大丸有や永田町地区の道路の大部分を都道や国道が占めており、番町・富士見地区は街区の周りを区道が取り囲み、都道、国道の割合は少なく、神保町、神田公園、万世橋、和泉橋地区は国道や都道に囲まれた街区の中に区道が密集している状態です。区道全体の電線類の地中化（無電柱化）は約30%の整備率となっており、国道や都道と比べると進んでいない状況です。既に無電柱化された出世不動通り商店街などは、まちの美観だけでは

なく防災の観点からも有効であることを縁日などのイベントで知ってもらう取組が記憶に新しく、またウォーカブルな側面からもほかの区道も早めに取り組み必要性を感じました。特に発災時における区民の避難経路の確保、千代田区道の沿線、沿道の建物倒壊等による直接的な被害及び交通麻痺、電気、ガス、上下水道等、ライフラインの設備の破損による供給機能停止など、あらゆる被害の想定に備える対策を急ぐためにも無電柱化は優先度が高いと考えます。

そこで伺います。千代田区国土強靱化地域計画のパブリックコメントにも声が寄せられていましたが、倒壊のおそれのある建物、電柱が倒れたり、電線が垂れ下がったりすることや、倒木しそうな街路樹、自動販売機、広告物の落下など、被害を加える可能性があるものをどこまでどのように把握しているのでしょうか。また、発災時の被害を最小限にするためにライフラインの維持のため区道の無電柱化について計画を進めるべきと考えますが、千代田区としてはいかがお考えでしょうか、お聞かせください。（スクリーンを資料画面に切替え）

次に、避難所防災訓練について伺います。避難所運営協議会は、災害時における円滑な避難所運営を図るため、地域住民、町会、施設管理者、区の職員によって構成され、コロナ禍前までは15か所で避難所防災訓練が行われてきました。避難所運営協議会の皆様のご尽力には大変感謝をいたします。避難所開設は、基本的には千代田区災害本部が決定しますが、レアケースとして避難所運営協議会が自己判断で決定します。（スクリーンの資料画面を切替え）災害はいつ起きるか分かりません。千代田区の職員の方がいない、駆けつけられないことも想定されます。

（スクリーンの資料画面を切替え）「自らの命は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、区民、事業所、行政等が連携して（スクリーンの資料画面を切替え）相互に協力する体制を構築することで災害に強い地域コミュニティづくりを推進することが必要であると認識しています。（スクリーンの資料画面を切替え）

新型コロナウイルス感染症の影響により、避難所防災訓練について活動の制限や開催できないなどの大きな影響があったと思われまます。その中でも、神田さくら館の避難所運営協議会で行われた防災まち歩き、そして防災マップを作成して、自分の住む、働くまちを知ることなど、地域ごとの避難所での実践的な防災訓練を行い、（スクリーンの資料画面を切替え）実際に災害が起こったときどんな器具が必要で、どこに何が置いてあるか、またどのように使うか、各自の役割や避難所としての問題点が明らかになるのではないのでしょうか。（スクリーン表示を元に戻す）

そこで伺います。実践的な避難所開設、運営、実動訓練や図上訓練、地域特性に合わせた避難所防災訓練を行うのはいかがでしょうか。例えば、地域ボランティアの方たちがさきに行っていた親子や家族での避難所生活を想定した寝泊まりをする防災訓練を行うことなどは考えられないでしょうか。また、老若男女を問わず、学生など、いろいろな方の参加が望ましいと考えますが、訓練の新規参加者の増加に向けてどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

次に、マンションにおける防災対策の推進について伺います。千代田区では区民の約8割がマンション等の共同住宅に居住しており、各マンションにおける防災対策の推進が必要とされています。防災対策の観点からも、マンション管理の取組として長寿命化を進めるためには、早い段階から修繕工事を行うだけでなく、長期的に管理計画を立てることが望ましいと考えます。災

害時の賃貸マンション、分譲マンションの固有の課題としては、AEDの設置場所やエレベーター非常用備蓄キャビネット配付、住民に避難所訓練に参加していただくことや、地域防災組織との関わりを持つこと、防災士の取得についても周知を進めていくことなど、共同住宅への支援が必要だと考えます。

そこで伺います。地域やマンション住民や町会とのコミュニティを築くには防災訓練など有事を想定した行事を行うことが有効と考えます。区の見解をお聞かせください。

次に、災害時の情報提供手段についてです。災害時、千代田区はこれまで情報提供手段としてハザードマップの配付や防災行政無線や区のホームページ、安全・安心メール等を活用してきました。しかし、ハザードマップは常に持っているのは難しく、平常時に避難場所の確認や防災リュックに入れておくのが活用方法だと考えます。また、防災行政無線は千代田区の地域の性質上でビルに反響してしまい聞き取りづらいとのことや、自宅や事務所の室内にいた場合、閉め切っていて聞こえないなどの意見をよく聞くことがあります。また、室内にいても戸別受信機がないと防災行政無線は聞くことができません。SNSが苦手な高齢者や災害弱者、必要とする事務所などには配付することも有効と考えます。（スクリーンを資料画面に切替え）そして、来街者の多い千代田区では、首都直下地震発生時、約59万人の帰宅困難者が発生することが想定されており、混乱を回避するための対策をする必要があるとされています。ですが、千代田区は広域避難場所の指定を解除されています。（スクリーンの資料画面を切替え）千代田区の事情を知らない来街者がスマートフォンで区のホームページを検索し、近場の公共施設や避難所に向かうかもしれません。スマホはインバウンドの外国人や世代に関係なく携行する一番のツールです。（スクリーンの資料画面を切替え）来街者が迷いなく一時退避場所に誘導する情報も必要です。ホームページや安心・安全メールはもちろん有効ですが、災害時に特化した情報を発信するのはいかがでしょうか。

そこで、災害時の情報提供の一例として、既に豊島区などの自治体で採用している避難所可視化アプリサービスがあります。（スクリーンの資料画面を切替え）「VACAN（ヴァカン）」です。各避難所の場所、開設情報、混雑状況などが一目で理解できます。そのほかにも様々な情報を発信することができます。避難所の最新情報が分かることである程度冷静な判断がしやすくなるかもしれません。常にあらゆる事態を想定した備えをご検討だと思いますが、時代に即した情報発信、情報共有の手段の検討も必要なのではないでしょうか。（スクリーン表示を元に戻す）

そこで伺います。区民や災害弱者「CWAP（シーワップ）」の皆様への命と安全を守る災害対策です。千代田区の事情に沿った情報発信についていかがお考えかお聞かせください。また、ぜひご検討をお願いいたします。

以上、千代田区の防災について質問しました。区長、関係理事者の皆様に明快な答弁を期待し、一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔環境まちづくり部長印出井一美君登壇〕

○環境まちづくり部長（印出井一美君） 入山議員の千代田区の防災に関するご質問にお答えいたします。

初めに、建物倒壊についてですが、昨年5月東京都防災会議が公表した首都直下地震等による東京の被害想定では、区内の建物被害は全壊150棟、半壊602棟となっております。なお、特定緊急輸送道路沿道では、本年10月時点で道路幅員の2分の1を超える高さの建築物543棟の耐震化率は約84.5%となっております。一方、電柱や電線については省令等に基づく安全性を有しているものと認識しておりますが、被害想定については把握はできてございません。

次に、街路樹についてですが、区道における街路樹は約5,000本あり、樹木診断を行い、倒木のおそれがある場合は伐採などをしております。また、自動販売機は民間敷地等での設置に当たり、JIS規格による据付け基準が定められており、地震による転倒防止などの安全策が設置者により講じられているものと認識しております。

次に、屋外広告物についてですが、設置状況や各種法令への適合等の確認を5年ごとに行い、改善の必要がある場合には設置者に対して是正、改善指導を行っています。令和元年度及び2年度の調査では、区内の国道、都道、区道における屋外広告物は4万5,310件となっており、引き続き屋外広告物の落下・倒壊防止に向け定期的に調査をしております。

次に、区道の無電柱化についてですが、無電柱化は、災害時における避難経路確保やライフライン維持など、安全・安心なまちづくりのほか、良好な景観の創出にも寄与するものであると認識しております。緊急輸送道路はもとより、バリアフリー上重要な路線や通学路など、優先すべき路線を念頭に置きつつ、さらには開発事業との連携を好機と捉え、引き続き区道の電線類の地中化を推進してまいります。

〔行政管理担当部長中田治子君登壇〕

○行政管理担当部長（中田治子君） 入山議員の防災対策に関するご質問にお答えいたします。

まず、避難所防災訓練についてですが、一時は新型コロナウイルスの影響により防災訓練の実施ができませんでしたが、現在は回復傾向にあり、参加型訓練も増えております。今後も避難所運営協議会と協力し、参加者増加に向け、子どもや家族が参加し、楽しく防災を学べるメニューをつくるなど、様々な取組を検討してまいります。

次に、地域のコミュニティを築くために防災訓練を活用することについてですが、マンション管理組合や町会など、地域防災組織と区の連携は地域防災力向上のためにも必要と考えております。その一環として地域住民の防災訓練参加について避難所運営協議会とともに進めてまいります。

最後に、情報発信についてですが、区は防災無線や安全・安心メール、ホームページなど、情報発信を重層的に即応できる体制をつくっておりますが、加えてスマホによるものが即応的、情報の正確さ、その情報量からも有効であることから、新たにホームページやアプリの活用など、他区の状況も参考に検討を進めてまいります。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、22番桜井ただし議員。

〔桜井ただし議員登壇〕

○22番（桜井ただし議員） 令和5年第4回定例会において、自由民主党議員団の一員として一般質問をいたします。

まず初めに、**防災対策**について質問をいたします。

「突然ですが、間もなく富士山が噴火します」。平成24年第4回定例会で、議会の先輩である中村つねおさんの一般質問は、この言葉で始まりました。私には最初は半信半疑でよく分かりませんでした。しかし質問を聞く中で、なるほどこれは大変なことになりそうだに関心を持つようになりました。その後、私が防災士の資格を持つことになったのもこのことがきっかけの1つとなりました。そして、地震、風水害に続いて火山噴火対策の大切さについて関心を持つようになりました。（スクリーンを写真画面に切替え）

これはきれいな富士山の絵です。宝永4年（1707年）10月28日に推定マグニチュード8.6から9クラスと推定される宝永地震が起こりました。この地震の震源は南海トラフであり日本最大級のものでした。地震の被害は、東海道、紀伊半島、四国に及び、死者2万人以上、倒壊家屋6万戸、津波による流出家屋2万戸に達したと言われています。（スクリーン表示を元に戻す）そして、その49日後、宝永地震の余震と宝永火口、火口付近直下の浅い地震活動が続く中、12月15日の夜から富士山の山麓一帯ではマグニチュード4から5程度の比較的強めの地震が数十回起こり、16日に富士山の南東斜面から噴火が始まりました。この噴火により当時の江戸にも大量の火山灰が降り、この宝永地震は15日後の1707年12月31日に終わりました。当時の記録によると、1次災害では直接的な人的被害はなかったものの、建築物の倒壊や農作地の耕作不能化、山林・草地の荒廃、道路の遮断、そして火山灰がもたらした用水路、河川の氾濫など、長期間かつ広範囲にわたって多大な被害があったとされています。

日本には富士山をはじめ111か所の活火山があります。関東地方にある活火山は、富士山をはじめ、箱根山、御嶽山、浅間山、伊豆大島などの島嶼部などがあり、最近では2014年に御嶽山が噴火して63名が亡くなりました。

私は、富士山は休火山と習ったように記憶をしていたのですが、気象庁では、1979年の御嶽山の噴火を機に分類を改め、富士山は活火山の仲間に入りました。2020年国の中央防災会議がまとめた富士山が噴火をしたときの影響として、人と政治経済の中核機能が集中する首都が一気に混乱に陥るとしています。

さて、現在、南海トラフ沿いのマグニチュード8から9クラスの大規模地震は、平常時においても今後30年以内に発生する確率が70から80%であり、昭和東南海地震、昭和南海地震の発生から約80年が経過していることから切迫性の高い状態となっています。（スクリーンを資料画面に切替え）

この図は、富士山火山防災マップから引用させていただきました。富士山を中心にどの程度のところに噴石が落ちるかということが書かれております。幸い東京には噴石は飛んでこないということがこの地図でわかります。そして、南海トラフ巨大地震は静岡県から宮崎県にかけて強い地震が想定され、この大地震に誘導されて富士山噴火が起こる可能性も非常に高いとされています。

富士山は300年間噴火しておらず、次の噴火は大規模になる可能性があります。風向きによっては火山灰が東京まで届きますが、降灰予想によると2センチから10センチほど積もると想

定されています。気象庁気象研究所の石井憲介氏によると、東京は富士山の東側に位置し、偏西風によって火山灰が流れやすいとしています。灰の量は首都圏で最大で約4.9億立方メートルとなり、2011年に起きた東日本大震災での災害廃棄物の約10倍の量と想定されています。

この図は同じくマップから引用させていただきました。灰が降る地域を描いております。東京、千代田区は2センチから10センチほどということが分かります。

次に、富士山の噴火による降灰が千代田区に及んだ場合、どのようなことが起きるでしょうか。まずは飛行機が飛べなくなります。そして鉄道の運行や車の運転にも支障が出ます。新幹線は止まり、道路は灰で滑るので車が使えなくなります。視界も悪く、事故が頻繁に起こります。東京都の水源である荒川水系に降灰があったら水道水にも影響が出ます。最悪断水になる可能性があります。そして、降灰は下水道管を詰まらせる可能性があります。電気への影響はどうでしょうか。大規模停電が考えられます。電柱などの絶縁体に使われている碍子に積もった火山灰が雨にぬれることで大量の電気を通し、漏電が起きるのです。このことは、2016年、阿蘇山噴火により熊本で実際に起こりました。このほかにも、火山灰は火力発電所の吸気フィルターを詰まらせたり、水力発電のタービンの羽根を磨耗させたり、最悪、発電を止めなければならない事態も起こり得ます。（スクリーン表示を元に戻す）そして、人体に与える影響もあります。目に入ると、角膜を傷つけます。肺に入ると、呼吸がしづらくなります。体を守るために目にはゴーグルを、鼻を覆う防じんマスクもつけなければなりません。そのほか、生活面においては洗濯物が干せません。車のフロントガラスが傷つく、窓開け換気ができないことで、インフルエンザやコロナの呼吸器系感染症の増加につながるおそれもあります。このことはペットにとっても同じことが言えます。これほどまでに大きい火山噴火による被害ですが、災害や風水害に比べて、区民の関心度は低いように感じられます。しかし、先ほど述べましたとおり、この危険度は高まっているのです。

富士山噴火による主な影響は降灰によるものと考えられていますが、実際に日々火山噴火と降灰の中でも日常生活を送っているのが桜島がある鹿児島市にお住まいの人たちです。そこでは行政が対応するだけでなく、市民の皆さんも協力して火山対策を行っています。鹿児島市民の皆様は降灰の影響を熟知しており、常に風向きに気をつけて生活をしています。灰を道路の側溝や排水溝に流すと詰まってしまうことから、市民が先行して家の周囲を片づけ、降灰袋という袋に入れてごみの回収までまちの一角にためておきます。そして市は道路に積もった灰を除去するためロードスweeperや散水車による清掃を行っています。鹿児島市のように生活に根づかせるのは難しいにせよ、当区での富士山の火山灰対策として参考になるのではないのでしょうか。

最後に、このような大災害に当たっては行政による公助だけではどうにもなりません。災害対策の基本である自助、共助が欠かせないと考えます。

そこで3点伺います。まずは、大地震発生から火山噴火が連動して起こるなど、いわゆる複合災害に対する区の見解をお聞かせください。次に、区は火山噴火に対してどのように認識し対策を講じているのかお答えください。最後に、自助、共助を進めるために区民への周知及び対策について見解をお聞かせください。

次に、**障害者施策**について伺います。

私にとって千代田区における障害者福祉との関わりは、当時外神田一丁目にありました福祉作業場の整備からでした。ここは身体、知的障害を持たれる方々が日々通い働ける区内唯一の施設で、昭和41年に東京都の施設として開設し、昭和55年に千代田区に移管をされましたが、その設備は決して整っているものではありませんでした。利用者の方の中には重度、高齢化が進んだことに加え、身体障害との重複障害を持たれる方が増えるなど、大きな変化がありました。私も何度も視察に伺い、利用者の声を聞くとともに、何とか改善できないものかと担当課との協議を行ったものでした。利用者にとっても職員の皆様にとっても大変ご苦労されたことと思います。

その後、新庁舎の整備に合わせて障害者就労支援施設「ジョブ・サポートちよだ」が開設し、続いて障害者福祉センター「えみふる」は、身体、知的、精神の障害及び難病のある方が利用できる地域福祉の拠点として開設しました。そしてみさきホーム、m a m e s s oに続き、現在では区内4か所目となるグループホーム（仮称）神田錦町三丁目施設が計画されています。

共生社会は、障害があっても尊厳を持ち自立して生活できるように、障害者福祉サービスはもとより、施設も当然整備・充実されるべきであります。障害のある方の絶対数は、高齢者や保育を必要とする子どもの数に比べれば非常に少なく、千代田区の区民世論調査でも、残念ながら障害者福祉施策に対する区民の関心が高いとは言えません。また、障害のある方とそのご家族が自分たちの要求を強く発信する機会も少なく、区民への理解が十分に得られるような状態とは言えません。えみふるが整備される前はさくらんぼの会の皆さんが保健所の旧麴町庁舎に集まって共同作業を行っていました。私は障害者の親御さんと話をする中で、自分がいなくなったときこの子はどうやって生きていくのかという不安を常に抱えている。親亡き後の心配が払拭されなければ、私はあの世に行けないわと、いつも話されていました。また、精神障害を持たれる方は自立心が強く、他の障害の方と一緒に生活することを好まない傾向があるため、えみふるなどの施設ではグループホームを利用したがる傾向が強いとされています。障害者の施設を整備するには子どもや高齢者の施設整備以上に難しさがあります。まずは周囲の理解を得ることが大きな課題であり大切なことです。

そこで伺います。議会では平成28年2月に障害者施策及び組織の拡充を求める陳情が提出され、平成29年3月に障害者施設の増設を求める決議が全会一致で可決されました。これを受けて、区では、旧千代田保健所跡地に（仮称）神田錦町三丁目福祉施設の整備を策定し、現在、鋭意計画が進んでいます。そこで、まずは区としての障害者や認知症の方々に対して取り組む姿勢、そして決意をお示しください。

次に、本施設は新たな試みとして障害者支援施設、高齢者施設に加えて地域交流機能を有する共用施設を計画しています。地域交流機能は、DBO、事業者選定の際の提案で事業内容が決定するとしていますが、新たなにぎわいや交流を創出するとともに、障害者、高齢者福祉の増進に資することを条件として、地域住民にも利用しやすく、親しみやすい開かれた空間にするとしています。区が言う障害者、高齢者福祉の増進に資することとは具体的にどのようなことをお考えなのかお答えください。また、本事業は障害や認知症を持たれる方をはじめ、健常者の方も共に

利用される中で、どのような交流ができるんでしょうか、お考えをお示してください。

以上、防災対策と障害者施策について2点お伺いをいたしました。区長並びに関係理事者の明快なご答弁をお願いし、質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔保健福祉部長細越正明君登壇〕

○保健福祉部長（細越正明君） 桜井議員の（仮称）神田錦町三丁目施設に関するご質問にお答えいたします。

区では、障害福祉プランの基本理念である「障害等のあるなしにかかわらず、その人らしさが尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる千代田区の実現」を目指し、様々な施策に取り組んでいます。（仮称）神田錦町三丁目施設は、障害者の入所系施設整備を求める区民の声を受け、障害者の重度化、高齢化、親亡き後を見据え、また今後増加が見込まれる認知症の方も安心して地域で暮らし続けられるよう、その実現に向けて準備しているところでございます。今後も本人やご家族の声を丁寧に聞きながら整備を進めてまいります。

次に、（仮称）神田錦町三丁目施設の地域交流機能についてですが、新たなにぎわいや交流の創出に資する機能、障害者、高齢者福祉の増進に寄与する機能、災害時における福祉避難所機能を想定しています。今後、想定されるDBO事業者の提案内容にもよりますが、議員ご指摘の障害者、高齢者福祉の増進に寄与することとは、例えば、障害を持つ方や高齢者が軽微な就労機会を得る場であったり、地域の多様な主体とイベント等を通じて交流するなどをイメージしています。何より本施設の基本理念である「共生社会の実現」に向けて、障害を持つ方や高齢者が地域で活動する多様な人たちと障害のあるなしにかかわらず、大人から子どもまで交流することができる拠点となることを目指してまいります。

〔行政管理担当部長中田治子君登壇〕

○行政管理担当部長（中田治子君） 桜井議員の火山対策に関するご質問にお答えいたします。

まず、複合災害への区の考え方についてです。内閣府の提言では、複合災害への有効な対応として、様々な災害を具体的に想定し災害に対する地域特性や広域的な影響が分かるようにすることや、事前の防災を検討し実施方法を構築することが示されております。区では、巨大地震など、大規模自然災害が発生した後の様々な災害発生を想定し、千代田区地域防災計画や千代田区国土強靱化地域計画の中で建物や道路、橋梁の耐震化などのハード面や、各防災マニュアルの整備や、職員訓練等の実施などのソフト面に関する取組を行っております。今後も他の自治体の事例などを参考にしながら対応を進めてまいります。

次に、火山対策についてですが、火山灰は人々の健康に被害を与え、都市機能を麻痺させるおそれがあると認識しております。このため、区では、火山降灰対策用として、防じんマスクや粉じん対策用ゴーグル、火山灰清掃用具、火山灰回収用ゴミ袋及び運搬用リヤカーを区役所備蓄倉庫及び避難所に配備するなどの対策を進めております。

最後に、自助、共助を進めるための区の対応についてですが、自助としては、区民には災害時に水や食料の3日分以上の備蓄を行うことに加え、降灰対策としてマスクやゴーグルについても準備することを周知してまいります。また、共助として、避難所運営協議会等で火山灰の危険性

や対策について周知し共助の意識啓発を図ってまいります。火山対策に限らず、災害時には自助、共助の取組が重要となりますので、引き続き区民や地域防災組織等への意識啓発を図り、地域の防災力の向上に努めてまいります。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、8番岩佐りょう子議員。

〔岩佐りょう子議員登壇〕

○8番（岩佐りょう子議員） 第4回定例会に当たり、一般質問をいたします。

まず、文化芸術振興についてお伺いいたします。

コロナ禍や不安定な世界情勢の下、平和の礎とも称される文化芸術振興の必要性は、ますます高まっています。そのような中で、令和3年度から千代田区第4次文化芸術プランがスタートしました。本区では、平成16年の文化芸術基本条例制定以来、文化を保存、創る、育てることを軸に文化芸術振興を行っていますが、第4次文化芸術プランの大きな特徴は、ちよだアートスクエア、日比谷図書文化館、内幸町ホール、九段生涯学習館の4施設を文化芸術拠点施設として位置づけ、推進すべきプロジェクトを明確化したこと。また、日常的に行われている文化活動を活性化することを施策の1つとして新しく追加したことが挙げられています。

区民の自主的かつ創造的な文化活動への支援は、第3次文化芸術プランにも盛り込まれていましたが、施策の1つとして大きく位置づけられたことは文化事業助成をさらに拡充していくことと期待しています。

第4次プランでは、施設体系において各施設が担うプロジェクトが示されています。しかしながら、現在の取組状況は各施設とも施設管理及び展示・公演の自主事業に特化しており、拠点としての役割をどのように果たしていくのかは今後の課題となっています。特に地域との相互連携が弱く、例えば体育協会とスポーツセンターのような地域活動団体と各拠点とのつながりがありません。

ここで新アートスクエア基本構想を確認させていただきましたが、民設民営という手法を採用した上で、文化芸術という性質上、運営事業者の自主性や創造性を尊重するものとなっています。確かに既存の方法論や価値観に基づかないものもある文化芸術活動においては、自主性や創造性、多様な表現活動を行うことを保証することは大変重要な視点です。しかし、もともと区民の文化芸術活動の推進と担い手育成の拠点整備を目的としたちよだアートスクエア構想を重点プロジェクトとして位置づけられ運営されてきたにもかかわらず、先代アートスクエアでは、事業者の専門である現代アートに特化し、結果、絶大な集客と評価を誇ったものの、区民の芸術活動推進の拠点としてはなり得なかったことは大規模改修を踏まえての振り返りの際に指摘されています。地域住民が主体の文化芸術活動への助成と各拠点をつなぐ仕組みをつくらなければ、せっかく4つの施設を拠点として位置づけていても、それぞれの施設管理及び事業者テイストの自由な創作、演奏活動の場だけになりかねません。区民文化活動を助成していくためには、区民の主体的な活動を尊重し、これを支援するための窓口や裏方としての役割が必要となります。

そこで、多様化している地域の文化活動へ各拠点や地域資源の活用も視野に入れた助言や助成事業活動などを行う仕組みをちよだアートスクエアの機能の1つとしてつくるべきではないでし

ようか、見解をお聞かせください。

続いて、区民文化活動の支援として大きな役割を果たす文化事業助成についてお伺いします。日常的に文化芸術活動を続けるためには活動、発表の場所と資金が必要になりますが、千代田区において、特に活動、発表の場所が少ないことについてはご案内のとおりです。現在の文化事業助成は新規団体を優先的に助成し数年で自立を目指す支援となっていますが、そもそも自主財源の乏しい文化芸術団体が練習場所を確保しつつ練習回数を増やすとなると、その経費が大きな負担となり、都心という地域特性から活動を縮小せざるを得ない団体が出てきています。

そこで、区民が主体で行われている文化活動の活性化を施策の一つとして新しく追加したことを踏まえて、練習場所の使用料の費用助成制度を新たに設けるなど、全体で一度見直す必要があるのではないのでしょうか、見解をお聞かせください。

また、助成をしていくためには透明性の確保と毎年度の実情に応じた見直しが不可欠ですが、地域振興部が手続を全て行っている文化事業助成においては、審査会を設け事業を審査した上で事業を決定しているとは思いますが、文化活動団体に関する専門的な見地から助成対象活動の実施調査や事後評価を行うことができず、助成金額や募集、審査基準、審査方法等の現実的な見直しができているとは言い難い状況です。積極的な文化活動助成を目指すためにも、文化事業助成手続への専門的かつ効果的・効率的な事務の執行を求めますが、見解をお聞かせください。

次に、**重層的支援体制整備事業**についてお伺いします。

超高齢化社会を迎え、本区では、高齢者のみ夫婦や単身世帯が増加するとともに、マンション居住者が人口の大半を占めるようになり、地域が変化していくことへの不安、もともとあったつながりが希薄化していく不安を話題にする方が増えていることを実感しています。世帯が孤立しがちになり、住民が抱える課題が複雑化、複合化する中で、高齢者、障害者、子ども、生活支援という従来の枠組みでは対応できない事案、公的制度だけでは十分に対応できない事案が増えているのは千代田区だけではありません。

こうした地域の状況を踏まえ、国は令和3年4月に社会福祉法を改正し、重層的支援体制整備事業を創設しました。重層的支援体制整備事業は、複合化、複雑化した地域ニーズに対応していくため、断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援を中心に地域共生社会の理念の実現を目指すこととしています。この事業の実施に当たっては、これまで実践を積み重ねてきた成果を生かすことはもちろんですが、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する参加支援事業、長く社会とのつながりが途切れている当事者と地域をつなぎながら、社会的孤立の発生、深刻化の防止を目指す地域づくり事業など、これまでにない新たな取組が求められています。

そこで伺います。「千代田区地域福祉計画2022」に示した重層的支援体制整備事業について、現在の取組状況、特に新たな地域のつながりを構築するための取組について進捗状況をお答えください。

次に、重層的支援体制整備事業を推進する上での**社会福祉協議会の役割**についてです。本区は、高齢者をはじめ、子ども、障害者、それぞれの相談窓口は充実しており、きめ細やかな支援が行

われ、ほかの自治体と比較しても非常に充実した取組がされていると思います。しかし、複合的な課題、制度では対応できない課題に対処するために機動力、柔軟な対応は公的機関では難しい面があります。この点、本区では社会福祉協議会が地域において相談、生活支援体制づくり、地域福祉の推進に取り組み、時にアウトリーチや参加支援も行いながら、町会を中心とする支援組織やボランティア団体とつながり関係づくりをしてきました。また、従来社会福祉協議会の取組は、高齢者支援や既存の支援団体の支援に重点を置いている印象があったものの、最近ではフードパントリーの実施、中学生の居場所の提供、子育てサロンの充実など、行政では実施までに時間を要する取組に迅速、柔軟に取り組める社協だからこそ新たなチャレンジの実績も増えています。

重層的支援体制整備事業、包括的支援体制の整備に取り組む上では、これまでつながりが持てなかった人々や団体とつながり新たな支援体制を構築する必要があります。事業を実施している先行自治体においても、関わり方は様々ですが、社会福祉協議会が何らかの形で事業を実施しています。こうした状況の下、本区においても社会福祉協議会との具体的な役割分担や連携体制については改めて整理する必要があると思われませんが、どのようにお考えでしょうか、見解を伺います。

最後に、今後の事業展開です。「千代田区地域福祉計画2022」では、コミュニティソーシャルワーク事業の検討について示され、千代田区社会福祉協議会の地域福祉活動計画である「は・あ・とプラン」では、社会福祉協議会が地域福祉推進の取組を強化し、コミュニティソーシャルワーク事業に取り組むことが明示されています。令和6年度の予算編成作業が進んでいることと思いますが、今後の具体的な取組の内容及びスケジュールについてお聞かせください。

次に、**ふるさと納税制度を活用した寄附文化の醸成について**お伺いします。

ふるさと納税については、昨夜、そして本日、各派代表質問においても富山議員が質問いたしました。ふるさと納税制度は税制本来の趣旨を逸脱するものであるとして制度の抜本的な見直しを求めているところでしたが、年々流出額が膨れ上がっている状況に特別区の中でも柔軟に対応し始めている区が増えています。本区においても、流出額が17.4億円と平成30年からたった5年で2倍以上になってしまったことから何らかの手を打つべきではないかと思えます。

私は、平成30年にふるさと納税と寄附行為の醸成について質問をさせていただいており、その際にも申し上げましたが、日本人は世界的に見てあまり寄附をする文化がなく、2022年の「世界人助け指数調査」でも、日本人は寄附額において世界から118位と、世界ワースト2位にランクインしています。それでもここ数年ふるさと納税制度の効果により寄附額は大幅に増えており、寄附文化が根づいているのではないかと実感しています。寄附文化が定着し、かつ区としても流出防止のために策を講じなければならないこのタイミングで、改めて寄附文化の醸成を検討してみたいかがでしょうか。

港区では「港区版ふるさと納税」と称して、返礼品は出さず、区の事業や地域の団体への寄附をふるさと納税メニューとして掲げています。この地域団体への寄附は、自治体が条例で指定した団体に寄附をすれば寄附控除を受けられる団体応援寄附金という制度を活用したものです。区

内福祉法人だけではなく、NPOや学校など、支援先を増やしており、港区では、令和5年2月の時点で寄附金受入実績は8,500万円に上ったとのこと。区は、条例で指定した団体リストから寄附者に寄附先を選んでいただき、指定をしていただいた上で区に寄附をすれば、翌年度に指定された団体に対して頂いた寄附の7割を原資として補助金を交付するという流れになっており、寄附者にはふるさと納税と同じ控除を受けられる仕組みとなっています。本区でも社会福祉法人を条例で指定し寄附控除を受けられる仕組みはありますが、ふるさと納税のメニューとしてしっかり位置づけ展開していくこと、また対象となる団体も法改正後はNPOも加えられたことから、広く区内で活動する公益団体を対象に選定し、寄附をする側の選択肢を増やして地域活動を応援してもらう手段を増やしてはいかがでしょうか。シティプロモーション的な観点から豪華な返礼品を準備することになりがちなふるさと納税ではありますが、まずはふるさと納税制度の納税者が自ら寄附先を選択し地域を応援するという趣旨に沿って寄附文化の醸成をする仕組みをつくることを求めます。見解をお聞かせください。

以上、前向きなご答弁を期待して質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

〔保健福祉部長細越正明君登壇〕

**○保健福祉部長（細越正明君）** 岩佐議員の重層的支援体制整備事業に関するご質問にお答えいたします。

初めに、現在の取組状況についてですが、本事業は社会福祉法に基づく自治体の努力義務とされ、包括的支援体制を実現する手段の1つになります。区は「地域福祉計画2022」における重点事業として関係機関と協議を重ねており、今年度は、高齢、障害、子ども、生活困窮の各分野で活動している専門職による連絡会の開催、研修プログラムの策定を通じて事業の共通認識を図るとともに、庁内連携体制に係る要綱整備等に取り組んでおります。また、来年度から実施予定のコミュニティソーシャルワーク事業について、社会福祉協議会へ委託するための準備を進めています。

次に、重層的支援体制整備事業を推進する上での社会福祉協議会の役割についてですが、社協は町会にとどまらず、個人、任意団体、企業など、様々なボランティアを支援してきた実績とともに、分野や世代を問わず地域の中で様々なつながりを持つ強みがあります。これまで蓄積した地域内のネットワークや知見、ノウハウを活用して、地域を巻き込んだ当事者の支援策を調整する重層的支援体制整備事業の実働部隊としての役割を担ってもらう予定です。

最後に、今後の事業展開についてですが、来年度、社協アキバ分室においてコミュニティソーシャルワーク事業のモデル実施を計画しています。そこでの実装を踏まえ、効果と課題を検証し、将来的に対象エリアを区内全域に広げていく考えでございます。併せて保健福祉部内の連携はもとより、出張所との連携強化を図り、重層的支援体制整備事業の基盤づくりに努めてまいります。

〔文化スポーツ担当部長佐藤尚久君登壇〕

**○文化スポーツ担当部長（佐藤尚久君）** 岩佐議員の文化芸術振興と文化事業助成に関するご質問にお答えいたします。

最初に、地域の文化活動におけるちよだアートスクエアの機能ですが、ちよだアートスクエア

の新基本構想には、区民参画の1つとして情報発信、地域連携を想定しております。アートスクエアと地域の文化芸術団体が連携する中で団体への助言などを行う仕組みを構築できるよう、次期事業者と協議をしていきます。現在、第3期事業者を選定中ですが、ご指摘いただいた点も踏まえ、事業者を選定し、名実ともに拠点機能を果たせる施設としてまいります。

次に、文化芸術団体の練習場所の使用料助成を新設することについてですが、文化事業助成は事業費の5分の4と会場使用料の10分の9の合計額を補助し、限度額を200万円としています。議員ご提案の練習場所の費用助成を新たに設けることについては、区民が主体的に文化芸術活動を継続して実施することにつながるかなどを検証し、事業全体を点検してまいります。

最後に、文化事業助成の専門的かつ効果的、効率的な事務の執行についてですが、現在、当該事業の審査に当たっては、文化芸術に専門性のある委員を含めて審査会を実施しているところです。しかし、区として全ての助成団体の活動実施状況の詳細な把握は困難であり、その点が課題であると認識しております。今後は、文化芸術の拠点施設であるアートスクエアが専門性を持って助言や事後評価を行い、本助成事業を効果的・効率的な事務執行ができないか検討してまいります。

〔政策経営部長古田 毅君登壇〕

○政策経営部長（古田 毅君） 岩佐議員のふるさと納税制度を活用した寄附文化の醸成に関するご質問にお答えいたします。

初めに、本区のふるさと納税制度による減収額は年々増加し、議員のご指摘のとおり、令和5年度は約17.4億円、特別区民税の約1割に相当する額が流出しております。これ以上の減収額の拡大は将来の安定的な区民サービスの提供を脅かしかねず、看過できない状況にあると考えております。ふるさと納税制度は地方税の応益原則を逸脱するなど課題を抱えておりますが、さらなる減収額の増加が及ぼす影響、本区と同様の事情にある他の特別区や都市部の自治体の状況を考慮しますと、本区においても現実的な対応を検討すべき段階に来ていると考えております。

ふるさと納税制度の趣旨に沿った寄附文化の醸成に関するご指摘につきましては、ふるさと納税制度が過度な返礼品競争により、本来の理念を損なう運用がなされ、累次の見直しが行われたことに鑑み大切な視点であると考えてございます。区内で活動する公益団体等に対する寄附制度の充実など、議員のご指摘も踏まえ、ふるさと納税制度の活用とともに、本来の理念に立ち返った寄附文化の醸成についても併せて調査検討してまいります。

○議長（秋谷こうき議員） 議事の都合により、休憩いたします。

午後1時55分 休憩

午後2時08分 再開

○議長（秋谷こうき議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番小枝すみ子議員。

〔小枝すみ子議員登壇〕

○4番（小枝すみ子議員） 第4回定例会に当たり、一般質問をいたします。二元代表制におけ

る議会と行政のあるべきについて伺います。

質問に先立ちまして、11月28日及び昨夜29日の夜、区は神田警察通りで静かに木守りをする近隣の女性たちを威圧し、対話を拒否し、伐採を強行したことに強く抗議します。さらに数日前、区は、私を含め木守りに関わる人たちに、神田警察署前道路への立入り、通行を禁止することを求める仮処分申立てを行い、いまだ審尋期日すら行われていない時点においてこのたびの伐採が行われたこと、それに伴い区は弁護士費用として随意契約で500万円余の報酬を支払うこととし、一晩で8万円の警備員に続く根拠なき契約、コンプライアンス感覚の欠如した区政運営に強く抗議をいたします。加えて、令和4年4月25日区議会企画総務委員会の議事録にあるごとく、街路樹を保存し工事を求める陳情が出て、調査続行が推進、反対双方から声上がる中で、強行採決の上、委員会では可否同数となった際、これを委員長判断で不採択にし、即日工事強行に至らした委員長は、現在、本日も環境まちづくり委員会委員長職を保持したまま、3か月間の長期欠席中です。議会が本会議において委員会条例を見直せばこれを改善できるにもかかわらず、議会運営委員会において、私から、誰がいつどのように委員長と連絡を取っているのかという問いに答えることもせず、当該議員の所在も明らかでないまま委員長であり続けるよう付度し続ける議会運営の在り方に厳重抗議いたします。加えて、昨日、はまもり議員が契約介入の操作について質問した際、答える立場にないと答弁し、操作があったことを事実上認めながら答えるべき立場の方に答弁を促すことをしない不透明な在り方に、厳重に抗議をいたします。

それでは、質問に入ります。

千代田区の行政が、まちづくりの在り方や公共工事をめぐって、ますます厳しい視線にさらされています。昨日、はまもり議員の代表質問で、ウェルビーイング、住民が幸せになるために自治体行政が内部統制、その他の適正な仕組みを整える必要があることを問題提起しました。それを基に信頼される区政をどう築くのかという問いの答えの1つが、行政と議会の二代表制を適切に理解し、区民に見える公開の場で誠実にその職務を行うということが求められていると考えます。その先に住民が信頼できる行政サービスを受用することができると。そのために私たちは様々な問題を乗り越えていく必要があります。しかし現実には、一部において問題を乗り越えるどころか、今ある問題の上にさらに問題を上塗りする傾向があります。ボタンの掛け違いは一度でもその後が大変なのに、それを何度も繰り返してしまえば、住民がどれほどに歩み寄り、将来のために調整を図ろうとしても、普通にやっつけばすんなりと進むこともわざわざ難しく不信感を増大させることになりかねないということを危惧しています。（スクリーンを資料画面に切替え）

こちらをご覧ください。日本の地方自治は国会のような議院内閣制とは違って大統領制を採用しています。共に住民と議会を直接選挙で選び、長と議会が適度な緊張感を持って対等な立場で政策の方向性を決めるという仕組みを取っています。

こちらは議員必携です。昭和29年の初版から、現在は12版、地方自治制度の教科書のように議員全員に配付され参考としているものです。議員必携には、議会が持つ2つの使命として以下のように記述されています。2つの使命とは、具体的な政策の最終決定。行財政運営の批判と

監視。この1点目の具体的な政策の最終決定とは、すなわち議決のことですから、こちらは至ってシンプルです。2点目の行財政運営の批判と監視、このプロセスが大変重要なわけですが、千代田区においては極めて行政によって軽んじられ、もっと言えば疎んじられているという現状にあります。なぜ重要かといいますと、行政は議会が決定した予算に基づいて行財政運営や事務執行を行うわけです。この在り方について、議会は広く行財政全般にわたる事務の処理について住民の立場に立って監視する責任があります。それは、地方分権で強大な権力を持つに至った地方公共団体の長、すなわち千代田区においては区長が独断専行することがないように、互いに独立しその権限を侵さず侵されず、対等の立場と地位にあると、この議員必携に記されております。

(スクリーンの資料画面を切替え)

次です。図に示すとおり、都市計画に係る予算は議会の議決で承認されたものです。議会で決定した予算をどう執行するかは議会の監視、評価事項です。議会は都市計画を含め行財政全般にわたり政策形成過程や政策の実施過程について住民の立場に立って監視機能を果たす役割という認識を行政は現在果たして持っているのでしょうか。どのような内容の都市計画をどのような方法で決定していくのか、公式の公開の委員会の場合において報告する、質疑する、住民の立場に立って、果たして適切な内容、方法となっているのか、公開の場で論じる必要があるとこれまで認めてきたので、都市計画審議会開催の前に所管の常任委員会、前議会においては企画総務常任委員会、現在の議会においては環境まちづくり常任委員会において、事前に資料を提供し、議会へ説明責任を果たしてきたというのがこれまでの決まったやり方でした。ところが、11月6日開催された都市計画審議会で、二番町地区の都市計画変更の新たな議案を行政は議会に報告をしませんでした。議会に一切報告も相談もすることなく都市計画審議会に諮り、多くの先生や住民代表の方々が、もう少し知恵を出すべきではないか、譲れないラインは何かを示すべきではないか、熟議を通して明るい未来を考える姿勢を取っていただきたいなどと再調整を望まれる発言が相次ぐ中で、区としては、これで都市計画の手続に入っていきたい、そう宣言して、今月21日から公聴会も説明会も飛ばした上で16条手続に入ってしまった。

議会に資料を出して、今後の日程や都市計画手続のやり方について報告しなかったのはなぜでしょうか。住民の立場に立っての監視機能を果たす議会を避けたということにはならないでしょうか。これまで環境まちづくり部は、住民の権利や財産に関わる都市計画手続とは思えない、荒っぽい進め方をしてきました。例えば、外神田一丁目再開発計画においては、84%、すなわち31名地権者中26名が同意と区議会説明をして、住民地権者からの陳情でそのようなはずはないと調査が求められ、16条調査で正確な意向確認をしてみると、これは都市再開発法上は50%だったということが明らかになりました。驚くべきことでした。住民地権者の意向把握という都市計画手続前に当然行う前提です。また、都市計画運用指針にも定められた公聴会及び大街区指針で定められた説明会も、住民の陳情で求められて初めて行うということになりました。議会の指摘がなければ住民も地権者も知らないところで都市計画が進んでしまう状態になっていたことは、今振り返っても問題があったという認識はおありでしょうか。また、住民目線に立てばそのようなことが二度と起こらないように業務の在り方を改善すべきと考えますが、いかがでし

ようか。（スクリーンの資料画面を切替え）

次です。これは16条の結果報告にも大きなミスが発覚したことから、議会の代表と行政とで正確な数字をはじき出したときの報告です。区は、区議会が住民の立場に立って監視機能を果たすことを回避しているのではないかと、改めてお答えください。（スクリーン表示を元に戻す）

二番町日テレ再開発についても、都市計画の専門家からは、一所有者の不整形な土地の地区計画提案は違法もしくは極めて不適切と指摘されるやり方で強行しようとしたところ、区議会と都市計画審議会双方の判断でやり直しの現在に至っています。新たなスタートを切る大切なところで議会への報告も相談も何もないまま区長権限のみで強行したような状態です。議会には、真意をただす陳情は複数残されたままさらに増え続けています。東側に隣接する女子学院中学・高校から出された要望書は、間に合う日程で都市計画審議会に示されることはなく、区の権限のみで手続を強行してしまいました。都市計画の権限ある首長が議会の監視機関を回避しました。独断専行してしまったわけです。これが正常と言えるでしょうか、お考えを伺います。

千代田区がどの問題についても共通しているのは、区民がどう思っているのか、これを明らかにしないということです。民意を把握しないで議会は仕事できません。二番町においては、通常であれば閑静なる住居地域に再開発等促進区で容積を緩和すると主張しただけで普通は納得がされません。しかし、このエリアにおいてはバリアフリーと広場の必要性をおよその見込み、最大530%をおよそ700%まで拡大することを、地域課題を満たし地域の大方の理解が得られれば都市計画マスタープランの逸脱があっても80メートルを上限とする高さ緩和までは可とする枠組みができてきた、ようやくここまで来たにもかかわらず、容積も高さも所与のものとして1案のみで強行してしまったことで、住民が選んだ選択ということではなく、またもや行政に押しつけられてしまったという不納得感を残すのではないかと心配されます。

区は都市計画審議会の判断で手続のやり直しをすることになったことについて、事業者側に偏り過ぎるあまり、手続の公平性を担保できなかったという点で反省すべきところがあるのではないかと思います。認識がないと同じ過ちを犯してしまいますので、あえてご認識を伺います。

委員会への報告がなされず質疑ができませんでしたので、ここで伺います。二番町地区計画見直しのやり直しに当たり、これまでの計画と違い、住民にとってのメリット、デメリット、周辺への影響、地権者のみでなく影響を与える住民に改めて公聴会を行う必要性があります。まちづくりは住民が納得しながら決めていくものです。90メートルから80メートルに高さを変えた今回の計画案について、私自身もまだ何が変わって何が変わらないのか、都市計画図書案を見えていないという状況です。住民に問われても説明ができません。このまま住民も議会も理解しないまま進めていいのでしょうか。公聴会の開催をすべきと考えますが、区のお考えを伺います。

17条意見書についても、件数の誤りの指摘、同一文書をコピーした筆跡も同じ賛成票が多数あったこと、ほかでは電話番号がなくても受け取らないなどというものがあった中で、住所の番地がなくても受け取っているなどの指摘もあります。それをそのままにして次の手続で信頼されるはずがありません。また、住民、利害関係人という帰属について明らかにすることは民意の状況を正しく把握する上で必要ではないでしょうか。疑義があるまま進めてはならないと考えます

が、区の認識を伺います。新たな手続における提出者の住民、利害関係者の明確化をすべきではないかということについて区のご見解を伺います。（スクリーンを資料画面に切替え）

次です。地方自治法の改正について認識を伺います。地方自治法 89 条です。この 4 月までは「普通地方公共団体に議会を置く」、この 1 行でした。それが今年改正をされまして、1 項に、議事機関（多人数の合意によって団体の意思を決定する機関）と明記をされ、2 項には検査及び調査その他の権限を行使する。3 項には住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならないと明記されました。首長の強大な権限は二元代表のチェックが働かなければ裏政治、密室政治、区民不在の偏った行政になりかねません。そういう点から議会の位置づけが大変重要視され、公式の場で公開で議論を行うことで後々に禍根を残さないことが今大変重要ではないかということで区長のお考えを伺いました。公式の場、公開の場を不自然に避ければ、結局は力のある議員や事業者など、一部の者たちと裏で調整するということが生じることを許してしまいます。内部統制のためにも、区議会所管の委員会という公式の場、公開の場を重んじていくことが千代田区政が住民、納税者に抱かせる疑念、行政の在り方を正す重要な方法であるということ、これをオープンに進め、自分の思いどおりでなかったとしても、正しい手続の下に住民が決めた選択なのだ、将来にわたって思えるのかどうか、そこが今一番千代田区政に問われているのだと思いますが、いかがでしょうか。議会軽視は後にさらなる混乱を残すことにはならないか、率直なお考えを伺います。

区長、理事者の誠実な答弁を求め、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

（拍手）

〔まちづくり担当部長加島津世志君登壇〕

**○まちづくり担当部長（加島津世志君）** 小枝議員のご質問にお答えします。

初めに、二番町です。議会に一切、報告、相談していないとのことですが、9月28日の委員会で資料を基に経緯を含め報告し、10月13日には、専門家会議でも確認された日本テレビの案を日本テレビ沿道まちづくり協議会にも報告することの説明、次回の都市計画審議会でも再検討案の内容についてご報告させていただきたいと説明をしております。

また、3月3日の、小枝議員も委員であった環境・まちづくり特別委員会では、委員会として、議会はこの開発の是非について結論、見解を出す立場にはない。このようなケースにおける地区計画制度の変更の手続は、区長の諮問機関である専門性を有する都市計画審議会において慎重かつ丁寧な審議を行い、特定行政庁としての責任を果たさなければならないと集約されました。このことを踏まえながら、その後の専門家会議等の手続などを含め、議会にも状況報告してきたことはご理解いただければと思います。

都市計画のやり直しは、昨年度の都市計画内容と異なることから、法制度上で新たな手続が必要であり、事業者側に偏っているということとはございません。公聴会については、既に多くの意見を聞いていることから、都市計画審議会の学識委員からも、そうした声もしんしゃくして再検討を行う際の方針を専門家会議で取りまとめた説明を頂いており、再度の公聴会の開催は不要であると考えております。

17条意見書については、都市計画法に意見書の要旨を提出すべきことが定められているとともに、都市計画審議会会長からも、重要なのは論理、内容であるとの見解が示されており、数による判断や属性ごとの意見の集計結果を明確化することは考えてはおりません。

次に、外神田一丁目再開発では、都市計画の手続を進める段階において同意率に関するご質問があり、準備組合の参加率をもって同意とみなし、その数値を報告しました。その後、議会からの要請に応じ、区自らが一人一人の地権者の意向を確認した後、組合設立時に用いられるカウント方法で同意率を集計し、その結果を報告しました。このように、区としては、議会の要請を受け真摯に受け止め対応してきたとの認識でございます。

〔政策経営部長古田 毅君登壇〕

○政策経営部長（古田 毅君） 小枝議員のご質問のうち、議会の監視機能や地方自治法の改正に関してお答えをいたします。

初めに、議会の監視機能につきましては、議会は地方公共団体の意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担うものとして、同じく住民から直接選挙された首長（執行機関）と相互に牽制し合うチェック・アンド・バランスにより地方自治の適正な運営を期するものであると認識をしております。

次に、ご指摘の地方自治法の改正につきましては、多様な層の住民の地方議会への参画を促進するため、地方議会の役割や責任及び議員の職務等を法律上明確化することが趣旨であると認識しております。総務大臣通知においても、法改正は議会の役割や責任、議員の職務等の重要性が改めて認識されるよう、全ての議会や議員に共通する一般的な事項を規定するものであり、新たな権限や義務を定めるものではないとしております。いずれにいたしましても、これまでと同様、議会の皆様と共に車の両輪となり、区民の皆様にご懸念を持たれることがないように区政運営に努めてまいります。

○4番（小枝すみ子議員） 4番小枝すみ子、自席から再質問いたします。

何が違うかが、とてもよく分かりました。3月3日の議会は、この開発の是非について結論を出す立場にない。それは、私はそのとおりだと思います。（ベルの音あり）私が、例えば議員が、80がいいとか90がいいとか、150がとか、それは議論はするけれども、やっぱり決めるのは区民なんですね。区民、その民意をしっかりと取っていく適正な手続が図られていけば、その下でおのずといい結論になっていくんです。その、予算も出して見せましたけれども、やり方として議会が関与しなければ、いろんな手続がはしょられてしまう。特に、都市計画の専門家の先生方が導き出した考え方が、適正に行政が執行、ここでしているかしないかを議論するのは難しいですが、私はしていないと思う。そこの手続において、しっかりとした民意を把握できる、しかも信頼できる、意見書の改ざんとかそうしたものがいないか疑義がある中で、そのまま進めてはならない。議会がいい悪いを決めるとは言っていない。公開された中で民意を決めてほしいと言っています。（ベルの音あり）

〔まちづくり担当部長加島津世志君登壇〕

○まちづくり担当部長（加島津世志君） 小枝議員の再質問にお答えさせていただきます。

質問の要旨は民意を聞くことということですので、今、都市計画手続の中で、まさに16条、17条でそちらを聞くという形になっているというところでございます。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、3番のざわ哲夫議員。

〔のざわ哲夫議員登壇〕

○3番（のざわ哲夫議員） 令和5年第4回定例会に当たり、日本維新の会議員団の一員として一般質問を行います。

質問1、自転車駐車場について。

(1) 区民のご要望の多い四ツ谷駅近辺、神田駅近辺で新しい一時利用（コインパーキング制）自転車駐車場をつくるのはいかがか。理由は、四ツ谷駅近辺にお住まいの複数の区民から、特に区外の小中高に通う学生、お勤めの方が、定期利用（年間登録制駐車場）だとスペースが空いていても使えないのでどうなのか、収益的にも一時利用（コインパーキング）が合理的では。ほかの乗り物を区が扱うのなら、新しい駐車場もいかがかの声を頂いております。

質問2、千代田区主催の行事での千代田区歌斉唱について。

(1) 区民の皆様から頂いている税金を使い千代田区が主催している行事では、行事の参加の皆様、納税者の区民の皆様、行事を運営くださる千代田区職員の皆様への感謝と千代田区への誇りを持っていただくため、全行事での千代田区歌斉唱はいかがか。理由は、まず2025年末までの首都直下地震防災強化をすべきの観点から、地域のコミュニティ拡充深化に千代田区主催行事は大切に、皆様の和の醸成に千代田区歌斉唱は大切な役割。

質問3、地域産業振興策としてのeスポーツ経済特区構想について。ここでは7点ご質問します。

日本におけるeスポーツは、eスポーツ元年と呼ばれる2018年から始まり、今や5年が経過していましたが、その市場は大いに活況を呈しています。eスポーツの定義は幅広いですが、一般的なフィジカルスポーツ、サッカーや野球、バスケットボールなどとの対比から言えば、最新の半導体技術を搭載した機械を使用し、仮想ゲーム空間で行われるスポーツとして捉えられます。具体的な例を挙げると、ライアットゲームズが開発した「ヴァロラント」というゲームがあります。このゲームは5人対5人で行うタクティカルシューターでファーストパーソンシューティングと知られています。2022年4月に行われたヴァロラントチャンピオンズツアー2022ステージ1マスターズレイキャビクは、日本のeスポーツプロチームであるゼータ・ディビジョンが世界3位に輝く快挙を成し遂げました。この大会では、国内の公式同時視聴者数が40万人を超え、試合のアーカイブ動画は125万再生を超えるなど、大きな注目を集めました。さらに続く6月、同じくヴァロラントの国内大会がさいたまスーパーアリーナで開催され、2日間で2万6,000人以上の観客が集まりました。2023年6月にヴァロラントチャンピオンズツアー2023マスターズトーキョーがチップスタードーム千葉や幕張メッセで開催され、総来場者数は3万7,000人を超えました。最近では、東京都墨田区の両国国技館で行われたレッドブルホームグラウンド2023というヴァロラントの国際イベント大会でも、3日間で約1万3,000人が来場し、全世界の視聴者数は1,300万人に達するなど、大きな成功を収めました。また

他にも様々なeスポーツの大会、イベントが、例えばライアットゲームズのリーグ・オブ・レジェント、任天堂のスプラトゥーン、カプコンのストリートファイターなどのタイトルで日本や世界で盛んに行われています。

このeスポーツブームが千代田区民とどのように関わっているかといえば、eスポーツで 사용되는ゲーミングパソコンは非常に高性能な半導体製品を搭載しています。AMDやNVIDIA、インテルなどが開発したこれらの部品はeスポーツに欠かせないものです。eスポーツ市場が半導体製品、関連周辺製品の需要増大に大きく貢献していると言えます。

特に千代田区、特に秋葉原では、こうした半導体製品、関連周辺製品を取り扱う多くの店舗が存在しています。このようなeスポーツの市場が半導体産業と大きく結びついていることは無視できません。

そこで質問です。(1) eスポーツは半導体事業をはじめとする諸産業と密接な関係にあり、世界中から優秀な人口流入による区民増のため、産業として積極的に支援するべきテーマではないか。理由は、eスポーツを産業として積極的支援は、千代田区における事業者の利益増進のみならず、秋葉原をはじめとする箇所の商店街やテナントへと足を運ぶ一般消費者も増え、区へ流入する優秀な人口増加、国、都、千代田区の一体連携支援はよりよい成果を上げられます。以上、ご回答をお願いいたします。

数々のeスポーツの大会やイベントなどで世界で語られ求められているまちが秋葉原。eスポーツの歴史において秋葉原は多くの役割を果たし、また今もその役割を求められています。また、それが秋葉原の強い魅力、ブランドです。かつてeスポーツの日本における黎明期、秋葉原のインターネットカフェなどにおいて大会やイベントが数多く行われました。また、秋葉原のゲームセンターなどに集まる人々も多く、そうした方々の中から今のeスポーツの盛況を支える人々が生まれていった歴史があります。また、現在の秋葉原はeスポーツで用いられるゲーミングパソコン、ゲーミングマウスやゲーミングキーボードなど、様々なゲーミングデバイスと呼ばれるものが多くの実店舗に販売されていて、世界でも極めて珍しく、そしてeスポーツに関わる人々にとってこんなにうれしいまちは、ほかにありません。

そこで質問です。(2) 地域文化の背景に鑑み、eスポーツ経済特区構想として第一に秋葉原を選定し、地域事業者と協力し発展・活性化を図るべきでは。理由は、秋葉原をeスポーツ経済特区にして、経済活動を行う際の特典や優遇措置を提供する制度を用いて、秋葉原としての魅力、ブランドをeスポーツとの関わりでの支援は、既に秋葉原において事業を営む方や、これから秋葉原で事業を始めたい方々にとって明確に利益の出る有効な施策。eスポーツは電気、通信の塊。大電力、光回線強化でハイスペックなパソコンを使いやすい都市で人口増に。加えて、秋葉原を中心にeスポーツを地域コミュニティとして支援するならば、ここに集まりたい、住みたいと願う大変優秀な人材が世界中から来て住みます。千代田区としてまちのにぎわいが増し、治安も良好化、地域コミュニティの活性化をも図れます。eスポーツ経済特区構想を国に働きかけるべきでは。以上、ご回答をお願いします。

次の質問です。(3) 千代田区、秋葉原の地域活性化のため、eスポーツコミュニティを契機

とする千代田区の人口の拡大のため、eスポーツの競技、イベントを千代田区として、また秋葉原で開催しては。加えて、eスポーツに関わりのあるテナント、秋葉原歩行者天国、あるいは公共施設等において、eスポーツの認知度を向上させるため、eスポーツ競技・イベントのパブリックビューイングやウォッチパーティーを開催、支援してはいかが。理由は、現在、秋葉原には数多くのeスポーツ愛好者が集まっています。しかし、残念なことにeスポーツにじかに触れることができる場所、eスポーツに触れたことのない人々がファーストコンタクトを得る場所というのは決して多いとは言い難い。eスポーツの盛況寄与の大きな原因の1つが、eスポーツの競技・イベントのパブリックビューイング、ウォッチパーティーであります。映画館やインターネットカフェ、飲食店やデパート、イベント会場などでeスポーツの試合のライブ中継を行い、それを見ながら観客一同盛り上がるというもの。eスポーツにおいてはこうしたライブ中継イベントというのは、インターネット配信のネット文化と相まって非常に相性がよく大きく盛り上がります。事実、イオンやパルコ、あるいは渋谷、新横浜、高田馬場のカフェや飲食店において、スポーツの観戦体験ができる場が設けられ、非常に大きな集客を実現。秋葉原というeスポーツ文化、ゲーミング文化の聖地においてこそ、このウォッチパーティー、パブリックビューイングを徹底的に行うべき。この実現で定期的に秋葉原の各所に人が集い、交流が生まれ、顔と顔を合わせたコミュニケーションの伴うコミュニティの発展へと寄与し、それは今の秋葉原の暗がり広がる治安の悪化に対する歯止めにも。秋葉原をeスポーツの光で徹底的に照らし犯罪を放逐する。これは極めて公共性の高い試みです。この点ご回答をお願いいたします。

次の質問です。（４）千代田区において千代田区独自の大型施設を活用した大型の国際・国内eスポーツ大会を開催支援は。また、大型大会の開催にはeスポーツ大会の文化的シンボルとして日本武道館の活用は長期的なeスポーツ文化の発展寄与はいかが。理由は、千代田区秋葉原においてUDXやベルサール秋葉原などで大型のイベント会場で様々なeスポーツイベントが不定期に開催。高校生のためのeスポーツイベント等も開催。しかし、eスポーツの競技で大型の国際・国内大会の実現は千代田区ではまだまだです。先に挙げましたさいたまスーパーアリーナ、幕張メッセ、そして両国国技館に匹敵する規模のeスポーツの大会というものを、秋葉原のある千代田区において開催することを。そして、競技・スポーツ、日本独自の精神性の象徴とも言うべき日本武道館においてeスポーツの大会を定期開催する試みというのは、日本の、そして世界のeスポーツ文化に対しても大きな影響を与えます。

日本を愛する、eスポーツを愛する世界中の日本内外の人たちが集う場所としての日本武道館の活用は、世界に対して千代田区が大きな注目を集める契機となります。以上、ご回答をお願いいたします。

次の質問です。（５）eスポーツはお体のご不自由な方々でもスポーツとして生涯にわたって活躍することができることから、社会福祉協議会をはじめとする社会福祉事業者と提携し活性化を図るべきでは。また、eスポーツに無料で触れることができる文化施設を社会福祉事業として建設してはいかが。理由は、eスポーツゲームを通じて交流することは、インターネットを用いれば場所を問わず、また、世代間を超えて交流することができ、また、現代的で先進的なコミュ

ニケーションです。これはパラスポーツとも通じます。たとえお体が思うように動かないところがあるとしても、ゲームの中で存分に動き、楽しみ、時に競い、そして交流することができるという大きな魅力があります。eスポーツではそうした様々な肉体的困難を抱えていても、競技として多くの人たちと対等に競技できる可能性が極めて大きいです。世代間のコミュニケーションの断絶から回復、そして一度フィジカルスポーツなどにおいて夢を諦めなければならなかった選手たち、そうした社会に多くいる人たちへ新しい希望の扉を開くことにつながると確信します。以上、ご回答お願いいたします。

次の質問です。(6) 地域産業振興政策としてのeスポーツ経済特区構想において、eスポーツのプロゲーミングチームやeスポーツイベント業者、またeスポーツに関連するゲーミングデバイスやパソコン、半導体を開発する世界的企業をeスポーツ経済特区への誘致、秋葉原、千代田区のまち及び商店街の活性化を図るべきではないか。理由は、秋葉原が千代田区があらゆる人たちにとって住みやすいまちとなるためにeスポーツが大きく寄与し得るということは、eスポーツの人口増、地域活性化、そして社会福祉事業としての側面からも言えます。様々な人たちにとって優しく、そして快適で楽しみの多いまちづくりの基盤を構築する上で、当経済特区への様々なeスポーツ関連事業者を誘致することは、国、都、千代田区で一体連携して国に働きかけるなど、戦略的に取り組んでは。以上、ご回答をお願いいたします。

次の質問です。(7) eスポーツを軸に千代田区を国際文化都市へと中長期的に発展させることを考えてはいかが。また、国内外のプロゲーマー、プロゲーミングチームと千代田区が公的に関わっていくことで、eスポーツやコンテンツを通して国家間の差別意識の解消やコンプライアンス、ポリティカル・コレクトネス、民主的企業組織の価値観の社会的普及に寄与するという道徳的、倫理的価値が見込まれる事業として取り組んでは。理由は、eスポーツ市場は世界的なもので、ここに取り組むプロゲーマーの選手たちやチームは常に国際的な交流の最中にあります。また、eスポーツとして展開されるゲームを開発する事業者も世界的に受け入れられるものとして、極めて倫理的な側面に注意を払いながら製品の開発・展開を進めております。あらゆる世代が関することができるeスポーツは、あらゆる国の人たちと共に関わるができるスポーツでもあります。したがって、eスポーツに取り組む選手たちやチームと千代田区が公的に関わることは、彼らの国際交流を支援、補助するのみならず、千代田区が世界と文化的に関わることを意味いたします。これは世の中の千代田区、千代田区民が常に新しい文化的交流に触れる機会が増えていくことへとつながり、それは千代田区の発展や健全化にとって極めて大きな働きをなすことです。eスポーツが高校生の部活動としても認められつつあり、高校生向けの大きなeスポーツの大会が開かれるようになりました昨今、青少年教育の一環として、彼らと千代田区が公的に関わっていくことは、青少年やそのご家族様から千代田区が大きく信頼していただくきっかけとなります。千代田区は、eスポーツの普及を支援するのみならず、それに関連する全世代の人たちを支援すると、eスポーツの若い選手たち、チーム、そして学生やそのご家族様と公的に関わっていくことは極めて大きな社会的な価値があります。

以上、区長並びに関係理事者の皆様に明快かつ前向きな答弁をお願いできましたら幸いです。

以上をもちまして、令和5年第4回定例会日本維新の会議員団の一員として質問を終わります。  
皆様、ありがとうございました。（拍手）

〔地域振興部長清水 章君登壇〕

○地域振興部長（清水 章君） のぞわ議員の地域産業振興施策としてのeスポーツ経済特区構想についてのご質問にお答え申し上げます。

まず、お体が不自由な方々でもスポーツとして生涯にわたって活躍することができることから活性化を図るべきとのご質問についてでございます。eスポーツが障害のあるなしにかかわらず、誰でも気軽に楽しみ、幅広い年代層が参加できる生涯スポーツであるということは議員ご指摘のとおりと認識してございます。本区におきましても、実際にeスポーツに触れていただく機会といたしまして、「Let's playパラスポーツ・eスポーツちよだ」という名称で、毎年12月の障害者週間に合わせまして区立スポーツセンターにて無料の体験会を実施してございます。本年度は来月12月3日に実施する予定でございます。

次に、eスポーツは産業として積極的に支援すべきテーマであり、秋葉原を経済特区構想に選定した上、世界的企業の誘致をし、イベントを開催、支援し、商店街の活性化を図ること。さらには武道館などの大型施設を活用した大会の開催や、社会福祉事業としての文化施設の建設、そしてeスポーツを軸とした国際文化都市へ発展させてはどうかとのご質問についてでございます。昨年度実施いたしました新産業振興・イノベーション創出促進事業に係る調査におきまして、万世橋地域、そして和泉橋地域と、eスポーツは既存の産業立地との親和性も高いとの結果が出ておりまして、地域振興の有効な手段としての可能性はあると考えております。一方、ゲーム依存症の問題や、シューティング型ゲームに対する公的支援の適切性、仮想空間ならではのハラスメントの問題など、マイナスの側面についての課題も一般的に指摘がなされているところでございます。したがって、経済特区構想に選定した上、世界的企業の誘致や武道館などの大型施設を活用した大会の開催、あるいは多額の経費を費やした文化施設の建設、さらには国際文化都市への発展ということにつきましては、現時点では困難であると認識をしているところでございます。

本区におきましては、産業コミュニティ形成支援事業に取りかかり始めたところでございます。文化と産業を融合した産業まちづくりを進めていく中におきまして、地域課題解決の観点から、今後、eスポーツの相乗効果について研究してまいりたいと考えております。

〔環境まちづくり部長印出井一美君登壇〕

○環境まちづくり部長（印出井一美君） のぞわ議員の自転車駐車場に関するご質問にお答えいたします。

令和4年度に実施した駅周辺の放置自転車実態調査では、区内の駅周辺には自転車等が放置されており、対策の1つとして新たな自転車駐車場の整備は有効であると認識をしております。現在、区では神田駅北口近くに新たな一時利用自転車駐車場の整備を計画しているところでございます。一方で、定期利用の転用については、通学・通勤など、1年を通じて安定的・継続的に利用する定期利用の需要があることから、その調整を図る必要がございます。とりわけ四ツ谷駅自

転車駐車場につきましては、橋の上にあることから、一時利用に必要な精算機を設置することが困難であり、転用は難しいと認識をしております。このほか、民設民営の自転車駐車場整備を支援する補助金制度や、開発事業における地域貢献として自転車駐車場等を整備する住環境整備推進制度などにより、民地内での自転車駐車場整備も進めてまいります。ご指摘のあった四ツ谷駅周辺、神田駅周辺において、一時利用駐車場の適地がないか、また今後の開発動向なども注視し、設置の可能性について検討してまいります。

〔政策経営部長古田 毅君登壇〕

○政策経営部長（古田 毅君） のざわ議員の区歌斉唱に関するご質問にお答えいたします。

千代田区歌につきましては、千代田区発足10周年を迎える記念として区歌制定委員会を設け、区議会の皆様と共に慎重にご審議の上、昭和32年3月15日に制定されたものです。以来60年余りもの間、区民の皆様にも愛される区歌として現在に至るものと認識しております。コロナ禍にあった令和4年度におきましても、区立小中学校、中等教育学校の入学式や卒業式などをはじめ、文化芸術の秋フェスティバル、コーラスフェスティバル、新年交歓会、区制記念日表彰式といった行事、式典において区歌の斉唱や黙唱を行ってまいりました。今後とも行事・式典の性質や趣旨に鑑みながら、必要に応じて区歌斉唱の機会を設けてまいります。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、18番岩田かずひと議員。

〔岩田かずひと議員登壇〕

○18番（岩田かずひと議員） 2023年第4回定例会、大トリを務めさせていただきます。

千代田区のアウトィングに対する対応についてお伺いいたします。

まだあまり聞き慣れない言葉かもしれませんが、カミングアウトというワードなら聞いたことがあると思います。どちらもLGBTなどのセクシャルマイノリティであることを第三者に告げることではあります。ただ、一見アウトィングはカミングアウトと似たような意味に捉えられることがあります。意味は全く異なります。カミングアウトは、当事者が本人の性自認や性的指向を他者に伝えることであり、あくまでも当事者が自分の意思で第三者に告げるか否かを選択することができるのに対し、アウトィングは、LGBTなどのセクシオンマイノリティであることを本人の承諾を得ずに第三者が勝手に他人に言い触らす行為を指すもので、本人の意思ではありません。例えばAという男性が、自分自身をゲイであるとBに伝えることはカミングアウトですが、BがAの承諾を得ないで、Aは実はゲイなんだと、A、Bの友人であるCやDに言い触らす行為がアウトィングです。Aからすれば、Bを信頼して話したのに、その信頼を裏切られただけでなく、知られたいくなかった人にまで自分のセクシャルリティが広まってしまうという二重のショックを被ることになるのです。これは訴訟にまで発展するだけでなく、人の命を奪うことにもなりかねません。

具体例を挙げますと、2015年アウトィングをきっかけに男子大学院生が校内で自殺した、一橋大学アウトィング事件が起きました。2020年には厚生労働省がアウトィングをパワハラ行為と定めています。LGBT法連合会の神谷悠一事務局長は、アウトィングは職場でのハラスメントとして防止が義務づけられましたが、それ以外の学校や医療などの場では法整備がなく、

何が該当するのかや具体的な対応についてはまだ理解が広がっていません。条例で禁止を明示することが重要で、周知や予防、被害を受けた場合の救済にもつながりやすくなります。当事者の周囲の環境が差別的であればあるほどアウトティングの影響は甚大となりますと語っています。

そこで質問します。千代田区ではアウトティングに対する対応はどのようなものがあるか、お答えください。また、アウトティング禁止を明記した自治体として、都内では、港区、杉並区、豊島区、墨田区、江戸川区、国立市、町田市、日野市、武蔵野市など、2023年10月1日時点で、少なくとも12都府県で26自治体がアウトティングの禁止を条例で明記していますので質問します。千代田区ではそのような条例をつくる予定はあるのか、お答えください。

次に、**二番町地区をはじめとする我が区における再開発の進め方**について質問します。

我が区では、現在あちこちで再開発が進んでおりますが、問題も多く、強引な進められ方がされています。外神田一丁目南部地区では、都市計画法17条の процедурに入る判断は委員会に委ねると言っておきながら、委員会に何の説明も判断を委ねることもなく、いつの間にか17条のPROCEDUREに入り、我々が判断しましたとしれつと言いつつ、強引にPROCEDUREを進めました。こういう委員会軽視とも取れるやり方について、区長はどのようにお考えでしょうか。まちづくり部の考えではなく、こういう部下を持った区長の考えを自身の口でお聞かせください。

さらに、二番町地区も同様で、とにかく早く事を運びたい一心なのか、広報の仕方が不十分、住民の意見を聞かない、公平な判断をしていない、などなど言いたいことはたくさんあります。例えば、先週11月24日と25日に行われた二番町地区地区計画の変更に係る素案の説明会ですが、説明会希望の方は11月20日までに申し込みくださいとあるが、当方宅に届いたのは11月23日です。このような小細工は故意によるものなのか、しかも委員会の中で複数回の出席をお願いし、それが了承されたが、案内にはわざわざお一人様1回の参加申込と書いてある。これだけで抑止力が働いて、複数回参加を断念する方もいるかもしれない。さらに二番町のことであるのに、なぜ番町にあるいきいきプラザや近隣の小学校や区民館ではなく、場所の離れた区役所でやるのか、どれだけ出席させたくないのだろうと思われても仕方のないことである。当日は、再開発に係る業者が複数名参加し賛成意見を述べていたが、それは最初から予測できていた。しかし、それよりも質問が1人2問と制約を受けたことが腑に落ちない。できるだけ多くの人に意見を聞きたいのであるならば、全ての質問に答えればよいのではないか。区役所で開催しているのであれば、区民館と違い、会場の時間の制約もないはずである。質問潰しではないか。そして、今年3月の都市計画法17条に基づく二番町の意見書募集では、住民ベースで圧倒的な反対多数となったが、意見書は数ではなくて内容だと、区は言い出した。また、都計審の専門家会議で、少なくとも地域課題の解決が確実に見込まれ、かつ地域の大方の賛同が得られる場合には高さ60メートルを超えることが認められる。80メートルというのは所与のものではないと言われていたのに、80メートルという数字が出た途端、都合よく日テレの出した地域貢献と引換えに、自分のところだけ規制緩和してくれという傲慢な80メートル案で押し進めようとし始めた。しかし、先ほど述べたとおり、住民ベースでは圧倒的多数で反対票の方が多いのである。ならば、たとえ日テレが採算が取れないからと80メートル案を出してきても、せめて60メートル案も

出させるべきではないのか。それでも都計審も委員会も無視して、この日本テレビに寄り添った計画を強引に推し進めていくのか、お答えください。そもそも賃借人を含む地元住民の大方の賛同は得られているのかもお答えください。

そして、意見書についての懸念もある。外神田一丁目南部地区再開発でも、賛成意見2,550通のうち約2,500通程度が同じフォーマットで、殊にA意見書は718通、B意見書は504通であったのと同様に——これは関係者調べであります——二番町でも何かしらの工作がされるのではないかと危惧しています。それも当然で、区は過去に賛成何名、反対何名と数字だけを言っていたが、蓋を開けてみたら3,978通のうち3,040通が在勤者と番町住民以外の意見書であり、賛成票が多かったが、地元住民ベースでは圧倒的に反対票が多かったということがあったからである。それら全てが組織票とまでは言えないが、明確に怪しいパターンもあったそうである。同日付で同一文書が35件、同一フォーマットで全て四番町か五番町の在勤者と記載の意見書が90件、同一フォーマットで千代田区在勤者からの意見書が135件もあった。これも同じく関係者調べであります。意見書募集要項で住所の記載を求められているのに「二番町」としか書いていなかったり、番地や部屋番号の記載のない意見書まで採用していた。つまり、偽造かどうか確認するすべもないものを有効票として受け付けていた。中には、在勤者であるのに二番町住民の賛成票としていたり、本当にずさんな集計であったとのことである。同一文章で筆跡も同じであれば、本人に無断でなりすましの可能性もある。これだけ見ても、区の調査だけでは信用できないというのが多くの区民の意見であるのもうなずける。

東京新聞2023年11月18日付朝刊にも「千代田 日テレビル計画賛成票 同一文面コピーに「疑義」として掲載されたが、このような疑義が生じている中で、意見書を精査して疑義のないようにするのが行政として最低限の仕事ではないだろうか。今後は意見書の住所も枝番まで正確に記入し、在住、在勤、所属先、在学の別まで分類集計したものを有効とすべきであると考える。もしも在住、在勤すら区別しないとするならば、誰の指示なのかお答えください。

区が公平な審査ができない以上、第三者の目は必要です。疑いを晴らすためにも、外部の第三者に監査してもらうべきであるが、この点どう考えるのか、合理的な理由とともにお答えください。

また、次回意見書募集の際、当該対象地区の法人は、パート、アルバイトも含め、従業員全員が意見書を出せるのか、お答えください。

そして、本件は総じて拙速に事を運び過ぎである。通常、都計審は2か月間隔で開催されるが、昨年度の第4回都計審から僅か17日後に第5回が開催されている。また、3月24日までの縦覧と意見書提出期限後、3日だけの稼働日で職員に意見書をまとめさせ、審議委員に提出、分析させるのは十分な時間配分とは言えない。何をそんなに焦っているのか、日程の決定は誰の指示なのか、お答えください。

区長も参加されていたのでご存じと思いますが、今年のサンさん秋まつりは麴町区民館ではなく近隣の貸ホールで行われました。区民館の部屋を教室に転用しているからです。容積率緩和でマンションが大型化し区民が増えたことによって学校の教室が足りなくなり、区民館の部屋を潰

して教室にしている今の現状は、教育上問題はないのか。そのようなその場しのぎのいたちごっこのような現状についてどう考えているのか、お答えください。

そして、日テレビル超高層化と引換えに整備されるであろう広場についてであるが、番町の森は既にイベント広場化しており、騒音やごみの散乱がひどく、地元住民は大変迷惑している。イベント時の近隣駐車場が来街者のものと思われる区外ナンバーの車で大混雑していることからすると、イベント参加者は来街者が多いと推測できる。なぜ来街者のために地元住民が被害に遭わなければならないのか。「広場があればいいですか」と尋ねられれば、「いいです」と答える人もいるだろうが、もっと地元住民のことを考えていただきたい。そもそも地元住民は、広場に2,500平米の広さは求めていない。区の職員は千代田区に住んでいる方も少なく、千代田区に対する愛情があまりないようにすら感じる。あと数年でいなくなる方とは違い、我々住民はここでずっと住み続けなければならない。今の都市マスこそ、落ち着いた住環境、文教地区の環境を今後も大事にしたい住民のよりどころであり、閑静な住宅街を求めている。

最後に、四番町について、区も日テレも二番町で超高層ビルを建設してもそれは二番町だけであって、四番町街区にはそれは及ばないと説明し、一旦60メートル超えを許容すると、沿道にはドミノ式に超高層ビルが建ち並ぶのではないかという住民の懸念を明確に否定していますが、自分が情報公開請求により入手した文書によりますと、二番町開発後、将来的には四番町所有地の段階的な整備を目指すとあり、2024年には検討予定としながらも、開発スケジュールにも明記してあることから、日テレは四番町も超高層化し、区はそれを追認するであろうことを区民の方々が懸念されるのも当然のことである。今後の四番町の超高層化計画についてお答えください。

以上で質問を終わります。（拍手）

〔文化スポーツ担当部長佐藤尚久君登壇〕

**○文化スポーツ担当部長（佐藤尚久君）** 岩田議員のアウティングに関するご質問にお答えいたします。

最初に、アウティングに対する本区の対応ですが、議員ご指摘のように、個人に関する情報を本人の許可なく公表することは個人の人権を著しく犯し、ハラスメントとなり、人権尊重の観点から犯してはならないものです。区では、令和4年8月に「東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書等の千代田区のサービス事業等への活用に関する指針」を作成し、その中でアウティングについては、人権侵害となる行動を取らないよう徹底するとし、区内部に注意喚起を行っています。また、令和5年8月に「LGBTQを知るハンドブック」を作成し、基礎知識をはじめ、当事者が社会で直面する困難などを分かりやすく説明する中でアウティングについても言及し、地域の理解促進に取り組んでいるところです。

次に、区独自の条例制定についてですが、日本国憲法にうたわれている個人の尊重と法の下での平等、人権の尊重は全ての人に保障されている権利であり、その権利の実現は私たち共通の願いです。現在のところ区独自の条例制定の予定はございませんが、人権の尊重と多様な生き方を認め合う地域の意識を高め、性別や性的指向、性自認にかかわらず、誰もが尊重される社会を目指

すことにより、アウトティングなどの人権侵害がない地域社会の構築に取り組んでまいります。

〔まちづくり担当部長加島津世志君登壇〕

○まちづくり担当部長（加島津世志君） 外神田一丁目南部地区の手続につきましては、手順を踏まえて適切に行ってまいりました。

二番町地区地区計画の変更は、地域の課題解決に資すると判断しており、引き続き都市計画手続の中で意見を伺います。17条意見書については、都市計画法に意見書の要旨を提出すべきことが定められているとともに、都市計画審議会会長からも、重要なのは論理、内容であるとの見解が示されており、数による判断や属性ごとの意見の集計結果を明確化することは考えておりません。

都市計画審議会の日程は、各案件の進捗に応じて区が決定します。案件が重なることが見込まれる場合、1回の審査会で扱える数を調整しながら、開催の時期を検討しております。

麴町区民館の集会室を教室に変更した件ですが、学校運営上、特に問題ないと聞いております。

四番町に関する開発の計画内容について、現時点で区が把握している情報はございません。

○18番（岩田かずひと議員） 18番岩田かずひと、自席より再質問させていただきます。

対話によって区民の声を聞くことが大事。なのに、その必要はない、意味はないと一方的に決めつけ、対話をしない。手続は正しいと言いつつ、先週の説明会の広報のように、ずさんな広報をしておきながら、広報しましたと、既成事実ばかりを並べ立てる。中身が全く伴っていない。だから反対する区民の方が声を上げ、工事が止まる、だから工事費もかさむ。しかしこれは反対している人が悪いんじゃない。区民の声をちゃんと聞かずに工事を強引に進める区が悪いんです。我々が判断しました。総合的に勘案しましたと言うんだったら、あまりにも恣意的で、何でもできてしまう、民主主義のふりをした独裁ではないですか、これは。手続が拙速だったり雑だったりするから、区は区民の方から、業者とつながっているのではないか、何らかの見返りがあるのではないかとわれちゃうのではないのでしょうか。ただ、民間でもやってみなければならぬと判断を迫られることはあります。ただ、民間と違うことは、民間は責任者がちゃんと責任を取ることです。民間は、給与や賞与、そして、時には計画の失敗によって地方に転勤があり、本社に戻れないこともある。だからこそ、責任感を持って、慎重かつ丁寧に仕事をしているんです。他人の金だからなんて、そんな雑に扱うようなことは許されないわけです。そして、自分たちの判断が誤っていたときの決断も早い。決断が早いから、撤退も早い。それに比べて、永田町の地下鉄出口は、途中まで穴を掘ってそのままの状態が何年も続いている。もっと責任を持ってやるべきなんじゃないのでしょうか。意見書について公平な審査をしないのであれば、やりたい放題になってしまう。第三者の目を入れるべきではないのでしょうか。行政は権力を持っているんだから、疑義が生じるようなことはないようにすべきです。今後の意見書の分類集計方法、区民の皆さんが納得できるようにすべきだが、それについて再度お答えください。属性をはっきりさせなければ、在勤者、つまり業者側の言いなりになってしまう、好きなようになってしまう。まちづくりは、行政のものでも業者のものでもない。住民のもので。もう一度お答えください。

〔まちづくり担当部長加島津世志君登壇〕

○まちづくり担当部長（加島津世志君） 岩田議員から再質問を頂きました。

手続に関しましては、正式な手順・手続にのっとって進めてまいります。17条の意見につきましては先ほどと同じ答弁になりますけれども、都市計画法に意見書の要旨を提出すべきことが定められているとともに、都市計画審議会会長からも、重要なのは論理、内容であるとの見解が示されております。数による判断や属性ごとの意見の集計結果を明確化することは考えておりません。

大トリの答弁をさせていただきました。ありがとうございます。

○議長（秋谷こうき議員） 以上で、一般質問を終了します。

議事の都合により、休憩します。

午後3時09分 休憩

午後3時28分 再開

○議長（秋谷こうき議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより日程に入ります。

お諮りします。

お手元にお配りしております追加日程のうち、追加日程第1及び第2を本日の日程に追加し、日程第1から第7と一括して直ちに議題にしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第1から第7、追加日程第1及び第2を一括して議題にします。



議案第50号 千代田区役所出張所設置条例の一部を改正する条例

議案第51号 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

議案第52号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第53号 千代田区債権管理条例

議案第54号 千代田区手数料条例の一部を改正する条例

議案第60号 (仮称) 四番町公共施設新築工事請負契約の一部変更について

議案第61号 財産(建物)の取得について

議案第66号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第67号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(企画総務委員会審査付託)

○議長（秋谷こうき議員） 執行機関から提案理由の説明をお願いします。

〔副区長坂田融朗君登壇〕

○副区長（坂田融朗君） 議案第50号、千代田区役所出張所設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

各出張所が管轄する区域を実態に合わせるほか、規定を整備するものでございます。

公布の日から施行いたします。

次に、議案第51号、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

婚姻を要件とする休暇、給与等制度の適用を受ける対象者として、東京都パートナーシップ宣誓制度及び同制度と同等と認める制度を利用する者を加えるものでございます。

令和6年4月1日から施行いたします。

次に、議案第52号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員に支給する手当の名称を改めるほか、規定を整備するものでございます。

公布の日から施行いたします。

次に、議案第53号、千代田区債権管理条例でございます。

債権管理に関する事務処理について、新たに条例を制定するものでございます。

一部の規定を除きまして、公布の日から施行いたします。

次に、議案第54号、千代田区手数料条例の一部を改正する条例でございます。

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の公布に伴い、条例中に引用する関係法律の条項番号を改めるものでございます。

一部改正法の施行の日、またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行いたします。

次に、議案第60号、（仮称）四番町公共施設新築工事請負契約の一部変更についてでございます。

令和2年第1回区議会定例会においてご議決いただきました（仮称）四番町公共施設新築工事請負契約につきまして、物価等の変動に基づくスライド条項の適用、施工方法の変更等による経費の増のため契約変更するものでございます。変更前の契約金額76億5,631万1,533円から約11.2%増加し、85億1,545万4,412円となっております。

次に、議案第61号、財産（建物）の取得についてでございます。

老朽化し、耐震性に問題のある旧区立外神田住宅の解体に向けて、当該住宅の1階及び2階の区分所有部分を取得するものでございます。取得対象となる区分所有部分は1件で、取得価格は5,196万6,000円となっております。

次に、議案第66号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び議案第67号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、一括してご説明申し上げます。

本年の特別区人事委員会勧告では、職員給与につきまして、公民較差3,722円を解消するた

め給料月額を引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当の特別給につきましても、民間の特別給の支給状況を考慮し引上げを行うことが示されました。これを踏まえ、職員の給料月額を改定するとともに、特別給の年間支給月数につきまして、職員にあつては0.1か月分を、職員のうち定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員にあつては0.05か月分を引き上げるものでございます。また、会計年度任用職員につきましては、給料表の適用を常勤職員の例によることとし、給与の改定時期は、一部の職員を除き常勤職員に準ずることとするほか、期末手当の年間支給月数を0.1か月分引き上げるとともに、勤勉手当を支給できるようにするものでございます。

職員の給料月額の改定につきましては本年4月1日から適用し、特別給の支給月数の改正につきましては、一部の改正規定を除き公布の日から施行いたします。また、会計年度任用職員の給与の改定時期等に関する規定及び期末手当の支給月数の改定につきましては、一部の改正規定を除き公布の日から、勤勉手当の導入に関する規定につきましては、令和6年4月1日から施行いたします。

以上、9議案につきましてご説明申し上げました。ご審議の上、何とぞ原案どおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（秋谷こうき議員） ただいま説明のありました議案のうち、議案第51号、第52号、第66号及び第67号の4議案については、地方公務員法第5条第2項の規定により、あらかじめ特別区人事委員会の意見を聴取しておきました。その回答の写しをお手元に配付しております。お諮りします。

説明のありました9議案は、いずれも企画総務委員会に審査を付託したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。続いてお諮りします。

お手元にお配りしております追加日程のうち、追加日程第3及び第4を本日の日程に追加し、日程第8から第13と一括して直ちに議題にしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。日程第8から第13、追加日程第3及び第4を一括して議題にします。



議案第49号 令和5年度千代田区一般会計補正予算第3号

議案第55号 千代田区プールの安全管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第56号 千代田区立興行場法施行条例及び千代田区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

議案第57号 千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第58号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第59号 千代田区立教育研究所条例の一部を改正する条例

議案第65号 令和5年度千代田区一般会計補正予算第4号

議案第68号 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(文教福祉委員会審査付託)

○議長（秋谷こうき議員） 執行機関から提案理由の説明をお願いします。

〔副区長坂田融朗君登壇〕

○副区長（坂田融朗君） 議案第49号、令和5年度千代田区一般会計補正予算第3号につきましてご説明申し上げます。

補正前の額751億1,398万7,000円に4億3,887万4,000円の予算額を追加させていただきます。内容は、神田さくら館の施設の一部移転、こども医療費助成及びベビーシッター利用支援の各事業に要する経費の追加でございます。この結果、補正後の一般会計予算額は755億5,286万1,000円となっております。

次に、議案第55号、千代田区プールの安全管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の制定趣旨を踏まえ、プール経営の譲渡による経営者の地位の承継をできるようにするほか、規定を整備するものでございます。

一部改正法の施行の日、またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行いたします。

次に、議案第56号、千代田区興行場法施行条例及び千代田区旅館業法施行条例の一部を改正する条例でございます。

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の公布に伴い、興行場営業の譲渡による営業者の地位の承継を受けた場合の手続を規定するとともに、条例中に引用する関係法律の条項番号を改めるものでございます。

一部改正法の施行の日、またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行いたします。

次に、議案第57号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、出産被保険者の保険料の減額措置を定めるほか、規定を整備するものでございます。

令和6年1月1日から施行いたします。

次に、議案第58号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

婚姻を要件とする休暇、給与等制度の適用を受ける対象者として、東京都パートナーシップ宣誓制度及び同制度と同等と認める制度を利用する者を加えるものでございます。

令和6年4月1日から施行いたします。

次に、議案第59号、千代田区立教育研究所条例の一部を改正する条例でございます。

教育研究所の移転に伴い、その位置を改めるものでございます。教育委員会規則で定める日から施行いたします。

次に、議案第65号、令和5年度千代田区一般会計補正予算第4号でございます。

補正前の額755億5,286万1,000円に3億5,325万5,000円の予算額を追加させていただきます。内容は、低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金に要する経費の追加で

ございます。この結果、補正後の一般会計予算額は759億611万6,000円となっております。

次に、議案第68号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本年の特別区人事委員会勧告では、職員給与につきまして、公民較差3,722円を解消するため、給料月額を引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当の特別給につきましても、民間の特別給の支給状況を考慮し引上げを行うことが示されました。これを踏まえ、幼稚園教育職員の給料月額を改定するとともに、特別給の年間支給月数につきまして、幼稚園教育職員にあつては0.1か月分を、幼稚園教育職員のうち定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員にあつては0.05か月分を引き上げるものでございます。

幼稚園教育職員の給料月額の改定につきましては、本年4月1日から適用し、特別給の支給月数の改正につきましては、一部の改正規定を除き公布の日から施行いたします。

以上、8議案につきましてご説明申し上げました。ご審議の上、何とぞ原案どおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（秋谷こうき議員） ただいま説明のありました議案のうち、議案第58号及び第68号の2議案については、地方公務員法第5条第2項の規定により、あらかじめ特別区人事委員会の意見を聴取しておきました。その回答の写しをお手元に配付しております。

お諮りします。

説明のありました8議案は、いずれも文教福祉委員会に審査を付託したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第14から第16を一括して議題にします。

---

議案第62号 建物明渡等請求事件に係る訴えの提起について

議案第63号 建物明渡等請求事件に係る訴えの提起について

議案第64号 建物明渡等請求事件に係る訴えの提起について

(環境まちづくり委員会審査付託)

○議長（秋谷こうき議員） 執行機関から提案理由の説明をお願いします。

〔副区長坂田融朗君登壇〕

○副区長（坂田融朗君） 議案第62号、建物明渡等請求事件に係る訴えの提起について、議案第63号、建物明渡等請求事件に係る訴えの提起について及び議案第64号、建物明渡等請求事件に係る訴えの提起についてにつきまして、一括してご説明申し上げます。

いずれも使用許可を取り消した区民住宅の住戸の明渡し等を求め、訴えの提起をするものでございます。

以上、3議案につきましてご説明申し上げました。ご審議の上、何とぞ原案どおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（秋谷こうき議員） お諮りします。

ただいま説明のありました3議案は、いずれも環境まちづくり委員会に審査を付託したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第17から第20を一括して議題にします。



報告第12号 区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事請負契約の一部を専決処分により変更した件について

報告第13号 区立お茶の水小学校・幼稚園改築電気設備工事請負契約の一部を専決処分により変更した件について

報告第14号 区立お茶の水小学校・幼稚園改築空調設備工事請負契約の一部を専決処分により変更した件について

報告第15号 区立お茶の水小学校・幼稚園改築給排水衛生設備工事請負契約の一部を専決処分により変更した件について

○議長（秋谷こうき議員） 執行機関から報告をお願いします。

〔副区長坂田融朗君登壇〕

○副区長（坂田融朗君） 報告第12号から第15号までの区立お茶の水小学校・幼稚園の改築工事に関する請負契約の一部を専決処分により変更した件についての4件につきまして、一括してご説明申し上げます。

いずれも地中障害物の撤去に伴う経費の増により契約を変更するもので、改築工事請負契約につきましては、契約金額74億5,178万5,000円を74億5,955万1,000円に、改築電気設備工事請負契約につきましては、契約金額7億6,818万5,000円を7億6,986万8,000円に、改築空調設備工事請負契約につきましては、契約金額7億6,510万5,000円を7億6,665万6,000円に、改築給排水衛生設備工事請負契約につきましては、契約金額7億9,610万3,000円を7億9,745万6,000円に変更いたしましたので、ご報告するものでございます。

以上、4件につきましてご報告いたしました。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（秋谷こうき議員） この際、会議時間を延長します。

議事の都合により、休憩します。

午後3時46分 休憩

午後6時38分 再開

○議長（秋谷こうき議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

お手元にお配りしております追加日程第5から第7を本日の日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。



議案第66号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第67号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（企画総務委員会審査報告）

○議長（秋谷こうき議員） 追加日程第5及び第6を一括して議題にします。小林たかや企画総務委員長から、同委員会の審査経過及び結果について、報告をお願いいたします。

〔小林たかや議員登壇〕

○19番（小林たかや議員） 企画総務委員会に審査を付託されました議案のうち、2議案の審査経過及び結果を報告いたします。

議案第66号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び議案第67号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、本年の特別区人事委員会勧告で、職員給与について、公民較差3,722円を解消するため、給料月額を引き上げるとともに、

期末手当及び勤勉手当の特別給についても、民間の特別給の支給状況を考慮し、引上げを行うことが示されたことを踏まえ、職員の給料月額を改定するとともに、特別給の年間支給月額について、職員については0.1か月を、職員のうち定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員にあっては、0.05か月を引き上げるものです。また、会計年度任用職員については、給料表の適用を常勤職員の例によることとし、給料の改定時期は、一部の職員を除き、常勤職員に準ずることとするほか、期末手当の年間支給月を令和5年度に限り0.1か月分引き上げるとともに、勤勉手当を支給できるようにするものです。

職員の給料月額の改定につきましては本年4月1日から適用し、特別給の支給月額の月数の改正については、一部の改正規定を除き、公布の日から施行するものです。

また、会計年度任用職員の給与の改定時期等に関する規定及び期末手当の支給月数の改正については、一部の改正規定を除き公布の日から、勤勉手当の導入に関する規定については、令和6年4月1日から施行するものです。

関連する議案であるため、一括審査しました。

質疑の中で、職員の給与は、地方公務員法により、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」とされており、特別区人事委員会により、国や他の地方公共団体、特別区内の事業所を対象とした調査を実施した上で勧告が行われ、その勧告を踏まえた改正であること。今回の改正は全ての職員及び会計年度任用職員の給料月額等を引き上げるものであるが、初任給や若年層により重点を置いた給与改正であり、若年層の処遇改善の委員も含めて行ったものであること。人材不足や職員採用試験の倍率低下などの課題に対しては、今年3月に改定した「人材育成基本方針」に基づく人材育成や、給与も含めた労働条件等の見直しを進めることで、職員一人一人の士気を高めるとともに、人材確保に努めることが明らかになりました。

質疑を終了し、討論に入り、反対の立場から、公務員の待遇改善には反対しないが、公務員制度を根本的に改革し、能力・実力主義に基づいた給与制度への変革が必要であると考え。また、人事委員会の勧告が一部の民間との給与比較であることや、調査完了事業所の特殊性、行政の独自性に対応する余裕のある企業の数値を基にしている点には疑問がある。議会改革や行政改革を通じて生み出された財源を必要な分野に投じることを重視しており、現行の議案には慎重な検討が必要であると考え、議案第66号及び議案第67号に反対する、との意見がありました。

一方、賛成の立場から、「組織は人なり」と言うように、人は組織運営において必要不可欠な最重要資源であり、優秀な人材を獲得することが組織運営を左右するといっても過言でない。そういった中で、職員の処遇面を高めていくことは、外部からの人材確保だけでなく、内部の職員のモチベーションアップにもつながり、日頃、区民のために頑張っている職員のため、民間との給与を比較して較差があるのであれば、せめてその差分は補うべきだと考える。職員が職務にやりがいを持って住民サービスをさらに充実してくれることを期待して、提案の2議案に賛成する。

次の意見として、今回の改正は、特別区人事委員会が行った勧告によるもので、公民較差解消のためにだと理解する。これまでも求人倍率が下がっていて、優秀な人材が確保できないことが

問題となっていた。今回の改正は最低限の措置であることと捉え、提案の2議案に賛成する。

次の意見として、最近、職員採用試験で申込み倍率が大幅に低下していることや転職者が増えていることなどについて、民間と比較した場合に給与を含めた処遇面において魅力が減少していることが大きな理由の1つではないかと考える。今回の給与改定の内容は、初任給や若年層に重点が置かれたものであり、全職員の生涯賃金に影響するベースアップに資するものと理解する。また、区政を各現場で支えている会計年度任用職員については、令和6年度から勤勉手当を支給するようにする等、処遇改善に関わる内容も含んでおり、有為な人材の確保、ひいては区民サービスの充実につながるものと考えられ、提案の2議案に賛成する、との意見がありました。

討論を終了し、採決を行った結果、議案第66号及び第67号は、いずれも賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に審査を付託されました議案のうち、2議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

○議長（秋谷こうき議員） 議案第66号及び第67号に対し、討論の通告がありましたので、発言を許可します。7番牛尾こうじろう議員。

〔牛尾こうじろう議員登壇〕

○7番（牛尾こうじろう議員） 議案第66号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び議案第67号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論を行います。

まず前提として、区職員の処遇というのは、住民サービスの質につながるものであります。物価高騰が続く中で、職員の生活も大変になっています。今回、物価の上昇から見れば、不十分ですが、職員の給与が引き上がったことは大いに評価をいたします。特に、初任給、若年層に重点を置いたことは、公務員を目指す若者を増やす意味でも、公務員になった若者を定着させる意味でも重要です。さらに、今回、正規に比べて劣悪な待遇だった会計年度任用職員についても、今年度の期末手当等の引き上げ、来年度からの勤勉手当支給実現が行われたことも評価します。

今回の給与改定は、特別区長会と特区連の労使交渉で妥結しているものであり、議会は基本的に尊重すべきというのが私の立場です。物価高騰は今後も続きます。区には正規のみならず非正規も含め、職員が働きやすい環境を整えることにさらに力を尽くすこと、併せて物価高騰に苦しむ住民の暮らしの支援も強化することを求め、本議案に賛成いたします。

○議長（秋谷こうき議員） 以上で討論を終了します。

お諮りします。報告のありました、議案第66号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第67号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の2議案は、いずれも投票システムにより採決したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

初めに、議案第66号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（秋谷こうき議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） なしと認め、確定します。

議案第66号は、賛成多数により可決されました。

次に、議案第67号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（秋谷こうき議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） なしと認め、確定します。

議案第67号は、賛成多数により可決されました。

追加日程第7を議題にします。



議案第68号 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（文教福祉委員会審査報告）

○議長（秋谷こうき議員） 西岡めぐみ文教福祉委員長から、同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いします。

〔西岡めぐみ議員登壇〕

○1番（西岡めぐみ議員） 文教福祉委員会に審査を付託されました議案のうち、議案第68号の審査経過及び結果を報告いたします。

議案第68号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、本年の特別区人事委員会勧告では、職員給与について、公民較差3,722円を解消するため、給料月額を引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当の特別給についても、民間の特別給の支給状況を考慮し、引上げを行うことが示されました。

これを踏まえ、幼稚園教育職員の給料月額を改定するとともに、特別給の年間支給月数について、幼稚園教育職員にあつては0.1か月分を、幼稚園教育職員のうち定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員にあつては0.05か月分を引き上げるものです。

幼稚園教育職員の給料月額の改定につきましては本年4月1日から適用し、特別給の支給月数の改正については、一部の改正規定を除き、公布の日から施行します。

質疑の中で、特別区人事委員会勧告について職員労働組合とおおむね合意し、今回の改正に至ったこと。今回の改正は、若年層職員を中心に全ての職員の給与が上がるため、区はコロナ禍から5類移行後も努力し続けた幼稚園教育職員のためにも喜ばしいことと認識していること、などが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第68号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に審査を付託されました議案のうち、議案第68号の審査経過及び結果の報告を終わります。

○議長（秋谷こうき議員） お諮りします。

ただいま報告のありました、議案第68号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、投票システムにより採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

議案第68号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（秋谷こうき議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） なしと認め、確定します。

議案第68号は、賛成多数により可決されました。

以上で、本日の日程を全て終了しました。

次回の継続会は、12月12日午後1時から開会いたします。

ただいま出席の方には文書による通知はしませんので、ご了承願います。

散会します。

午後6時52分 散会